

〔森暢子君登壇、拍手〕
○森暢子君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案につきまして、總理大臣、文部大臣及び関係各大臣に対し質疑を行います。

現在、科学技術の高度化や情報化、国際化の進展、産業構造、就業構造の激変な変化、さらには高齢化といった大きな社会変化の中において、從来の学齢期に限定された学校教育中心の教育体系にはおらずと限界が出てまいりました。したがって、生涯にわたって学習機会を確保、保障していくという生涯学習の理念的重要性が一九六〇年代後半になってから強く指摘され始めました。

すなわち、国際的には一九六五年、パリで開催されましたユネスコ第三回成人教育推進国際委員会において、生涯教育という理念が初めて提唱されました。その後、一九七三年にはOECDのCER-Iがリカレント・エデュケーションの考え方を打ち出しました。さらに、ユネスコでは一九七六年の第十九回総会で成人教育の発展に関する勧告を行うとともに、一九八五年の第四回国際成人教育会議においては学習権の重要性を高らかに宣言したのです。

このような国際的な動きにいわば追隨する形で、我が国においても中央教育審議会、臨時教育審議会等で検討が重ねられ、今回の法案の基礎になつた中央教育審議会の本年一月の答申へと結びついていたのです。この答申については、生涯学習の理念が明確でない、各省庁の施策の調整について具体的策がない、生涯学習体系のもとにおける学校教育や社会教育の位置づけがあいまいである等々の批判が相次いでいます。

そこで、總理にお伺いいたしますが、ユネスコを中心とした国際的な生涯学習の考え方と中央教育審議会答申の生涯学習の考え方とどう違うのか、まず明らかにしていただきたいと思います。

次に、本法律案は、国際的な視点あるいは国内

の批判などから十分とは言えない内容の答申を主に政府は法案作業に取りかかったわけですが、いたことは周知のことなります。つまり、法案で最も重要な部分の生涯学習の理念、各種の生涯学習の振興策の位置づけや連携の具体的方針等の調整ができるまま、国会に提出されてきたのが実情だと思います。実にそれは提出予定から二、三ヶ月もおくれた五月十一日でした。さらに、衆議院から参議院に送付されてきましたのは、会期をわずか一週間しか残されない六月十九日なのです。

私たちが生涯学習制度のあり方を考えるに当たっては、明治以来百十余年も続いてきた、学齢期に限定された学校教育中心の教育制度から百八十度転換して、生ある限り学べる社会をつくること、そして二十一世紀を展望し、それにふさわしい教育制度を模索することだと思います。私たちに求められているこれが大きな政治の課題ではないかと思います。したがって、国民全體で考え、國民の合意を得た上で実施に踏み切ることが当然であり、その確立こそが私たちの責務であると思

います。

總理は、今国会の施政方針演説の冒頭に、国民的合意を目指して全力を傾けると政治的姿勢を強調されました。この謙虚で慎重な態度こそが、國家百年の計とも言うべき教育制度の改革には特に求められる姿勢であると思います。しかし、残り一週間足らずの会期で参議院で処理せよといふやうな方には納得できません。審議の軽視ではありませんか。これでは總理の政治信条に合はないのではないかでしょうか。およそ教育問題の論議にはふさわしくありません。總理の御所見を伺います。

私たちも生涯学習の重要性については十分認識しています。その意味では共通の土俵にのれるわ

けですから、急がないで、二十一世紀に通用する、次の世代に譲れる、そして世界に誇れる生涯

の批判などから十分とは言えない内容の答申を主に政府は法案作業に取りかかったわけですが、

かと思いますが、これも總理、いかがお考えで

しょうか。

さて次に、生涯学習社会への移行に伴い、国民が要望している事項が各種のアンケートの調査で明らかになっています。それは、学歴偏重社会の是正、育児休業制度及び有給教育休暇制度の確立、完全週休二日制の取り組みと学校五日制の実施、学習機会の地域格差の是正、女性の生涯学習の機会を保障するための保育体制の整備などが挙げられています。これらの要望事項は、いずれも私たちが生涯学習制度のあり方を考えるに当たっては、明治以来百十余年も続いてきた、学齢期に限定された学校教育中心の教育制度から百八十度転換して、生ある限り学べる社会をつくること、そして二十一世紀を展望し、それにふさわしい教育制度を模索することだと思います。私たちに求められているこれが大きな政治の課題ではないかと思います。したがって、国民全體で考え、國民の合意を得た上で実施に踏み切ることが当然であり、その確立こそが私たちの責務であると思

います。

次に、法案の内容について数点お伺いいたしま

す。

第一は、生涯学習の目的と理念についてです。

この法律案は、生涯学習に関する我が国初の法

律となるべく提案されているにもかかわらず、生

涯学習とは何かという基本的な定義、理念が抜け

ています。そのため、各省庁のどのような施策

が本法で言う生涯学習に該当するのか、民間事業者のどのような事業が生涯学習の振興策に組み込まれるのか、学校教育や社会教育を初めとした各

省庁の諸施策がどのような連携、協力をすること

によって生涯学習体制を形成していくのか、これ

らの基本的な事項が不明確になつてしまふので

す。したがって、地方公共団体や教育関係者、それから国民のだれもが生涯学習のイメージを持つことができません。

生涯学習体系への移行は、二十一世紀に向けて

我が国の教育改革の最大の課題だと思います。

したがって、憲法と教育基本法に則して生涯学習

についての明確な定義と理念を確立し、我が国

教育の進むべき方向を示すいわば指針となる格調

を

想されます。これでは文化あるいは教育学習条件の地域格差を是正するどころか、むしろ助長する

ものと言わざるを得ないのです。

また、本来、生涯学習を各地区において適切に

振興するためには、国や地方公共団体が公として

性であります。

学習の目的や課題は各人さまざまであり、学習者みずからが最も適した学習の機会や方法を選択し、自主的に学習を進めることが生涯学習の基本

原則であることは言うまでもありません。本法律

案においても、国民の自発的意愿の尊重という抽象的な言葉が挿入されていますが、具体策を見

ますと、そのようになっていないのです。すなわち、都道府県の生涯学習推進体制の整備で

生涯学習の機会を確保するために前提となる基本

的条件であり、その実現が必要です。本法律案で

これらを要望事項がどのように具現化されている

か、あるいはは策としてどう実現していくつもり

か、總理大臣及び関係大臣から具体的御答弁を

いただきたいと思います。

次に、法案の内容について数点お伺いいたしま

す。

第一は、生涯学習の目的と理念についてです。

この法律案は、生涯学習に関する我が国初の法

律となるべく提案されているにもかかわらず、生

涯学習とは何かという基本的な定義、理念が抜け

ています。そのため、各省庁のどのような施策

が本法で言う生涯学習に該当するのか、民間事業者のどのような事業が生涯学習の振興策に組み込まれるのか、学校教育や社会教育を初めとした各

省庁の諸施策がどのような連携、協力をすること

によって生涯学習体制を形成していくのか、これ

らの基本的な事項が不明確になつてしまふので

す。したがって、地方公共団体や教育関係者、それから国民のだれもが生涯学習のイメージを持つことができません。

生涯学習を振興するに当たって重要な視点の一

つとして、地域の文化格差、学習機会の格差を是

正することがあります。ところで、民間事業者が

ある地域に進出するか否かを判断する最大の材料

は、経営採算上の観点であることは当然です。し

たがって、民間事業者は大都市など人口密集地に

は経営に乗り出しますけれども、過疎地を初めと

した経営条件の悪い地域には進出しないことが予

想されます。これでは文化あるいは教育学習条件

の地域格差を是正するどころか、むしろ助長する

ものと言わざるを得ないのです。

また、本来、生涯学習を各地区において適切に

振興するためには、国や地方公共団体が公として

官報(号外)

果たすべき役割、事業内容、それから民間事業者に依存する部分、それぞれが明らかにされる必要があると思います。しかし、本法律案においてはそれらの点が不明確なため、民間事業者主導型も予想されます。さらに、こうした民間事業者の活用により、特定民間事業者を優遇するなど、官と民との適切な構造も懸念されます。これら諸点について、文部大臣、通産大臣、いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

第四は、生涯学習審議会についてであります。文部大臣もお触れになりましたが、この生涯学習の振興は、学校教育、社会教育、文化政策といった文部省所管事項のみならず、職業能力の開発であるとか向上、そして社会福祉施策など、労働省や厚生省などとの連携、協力、調整などが重要な役割になります。確かに関係大臣にも建議する権能は与えられておりますが、組織上この審議会は文部省に置かれることになるため、他の省庁との関係などについて十分の調査それから審議ができないのではないかと憂慮しております。

したがって、私は、審議会を内閣直属のしかも独立性を保障した新たな機関とすること、委員会の承認を必要とするなど、権威のある審議会にする必要性を痛感していますが、総理及び文部大臣の見解をお伺いいたします。

最後に、生涯教育に伴う財政の確立の必要性であります。

本法律案には、国の財政的援助措置については何らの規定も置かれていないのです。国が地方の生涯学習振興策をリードしたりコントロールしたりする援助措置は好ましくありませんが、しかし地域格差は正の立場等からの学習条件の整備、情報提供事業の拡充等、地方の自主性を尊重した形での財政措置は不可欠です。生涯学習社会の形成に向けてどのように財政的措置を拡充していくつもりか、大蔵大臣、お聞きしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣(海部俊樹君登壇、拍手)

○國務大臣(保利耕輔君) 森議員にお答えをいたしました。

だれもが、いつでも、どこでも自発的意思で学習できる社会のため、その推進体制の整備を目指すこの法律案は、国会審議の手順を踏み、御相談を行なながら御審議願つておるものと理解をいたしております。

この法案につきましては、地方公共団体の関心も高く、また生涯学習の充実という時代の要請にこたえるため、当面実現可能な、また実現すべき諸施策を規定したものでありまして、将来における生涯学習の推進のための先導的役割を果たそうとするものでございます。生涯学習の振興のための取り組み、推進の上からも、御審議をいただき、早期成立させていただくことを心から期待いたします。

また、生涯学習の推進に当たりましては、御指導のよう、働く方々にそのための時間を確保していくことが重要な問題であると私も認識をいたしております。

また、生涯学習の普及促進を図りますほか、法定労働時間の段階的短縮等により週休二日制の普及を図つていかなければならないのは当然のこととあります。また、育児休業制度についても、その確立に向けてさらに一層の普及促進に取り組んでまいりたいと考えます。

国民のすべてが、いつでも、どこでもそれぞれの自発的な意思で学習することができる社会をつくることは極めて重要な課題であります。そのため、多様化、高度化しました国民の学習要求

よそ平成三年度末までには一応の結論を得る予定となっています。

さらに、本法律案における施策の実施に当たっては、特に学習機会の地域格差の是正に努めるとともに、社会教育など従来の施策においても十分配慮してまいります。

次に、国が地方に対し基準等を示すことについ

て申し上げます。(拍手)

○國務大臣(保利耕輔君登壇、拍手)

○國務大臣(海部俊樹君) 森議員の御質問にお答えを申し上げます。

第一に、ユネスコを中心とした国際的な生涯学習の考え方と中教審答申の生涯学習の考え方との差異についてでございます。

ユネスコを中心いたしました国際的な生涯学習の基本的な考え方とは、学習に関する人々の自発的意見を尊重しつつ、人生の若い一期の学校教育のみではなく、人の一生と社会の生活全体における生涯学習の重要性があり、これらの学習を支援していこうとするものと考えられ、中央教育審議会答申の生涯学習の考え方と基本的に同一の趣旨のものと思われます。

次に、学歴社会の是正、学校週五日制や学習機会の地域格差の是正についてでございますが、学歴偏重の弊害を是正する一つの方途は、人々が生涯にわたって随時学習することを尊重し、その学習が正当に評価される生涯学習社会を築くことであります。本法律案の施策の実現により学歴社会の是正に大きく貢献するものと確信をいたしております。

次に、学歴社会の是正についてでございますが、学習が正当に評価される生涯学習社会を築くことであります。本法律案の施策の実現により学歴社会の是正に大きく貢献するものと確信をいたしております。

また、学校週五日制の問題につきましては、生涯学習とも関連のある事柄でございまして、現在、教育水準の維持や学校運営のあり方、国民世論の動向などにも配慮しながら、その対応について調査研究を行なっているところでございます。お

はなく、都道府県とも十分密に連絡をとりながら努力をしてまいりたいと存じております。

最後に、生涯学習審議会を文部省に置くこととした理由についてでございますが、学校教育や社会教育の振興などの各施策は、それにより国民の生涯にわたる学習の場が提供されるとしても、これらは必ずしも各人の人生のあらゆる時期にわたりて適切な学習機会が整備されるという観点に立つものであるとは限らないことから、今後、生涯学習の視点に立ち学習者の立場に立った施策を講ずるに当たっては、既に行われている既存の行政施策・制度について何らかの整合性を持たせていくことが必要でございます。したがって、学校教育、社会教育及び文化の振興を所管し、生涯学習振興の中心的役割を果たす文部省に、生涯学習に資するための施策に関する重要な事項を調査審議

するため、本審議会を設置することとしたものでござります。

これらの点を踏まえ御審議をいただき、御賛成いただきますよう御期待申し上げているところでございます。(拍手)

〔國務大臣津島雄二君登壇 拍手〕

○國務大臣(津島雄二君) 森議員の私に対する御質問は、生涯学習社会への移行に対応し保育体制の整備はどうなっているかという点でござります。

保育対策につきましては、保育ニーズの多様化に対応いたしまして、乳児保育、延長保育等の充実、一時的保育事業の創設などを図ってきたところでございます。今後とも、女性が生涯学習社会に参加するとともに、子供を安心して育てられる環境の整備をするために、保育対策の一層の充実に努めています。(拍手)

○國務大臣(武藤嘉文君) お答えをいたします。

地域生涯学習振興基本構想では、文部省は教育、文化の振興の観点から、私の方の通産省は民間事業者の能力の活用の観点から、共管省として協力しながら幅広く多様な生涯学習の振興に取り組んでいくものと承知をいたしております。

また、この構想は、政令で定める特に生涯学習機会の集積の著しい地域を除いて、地方公共団体が中心となりまして、その周辺地域への波及効果を考慮しながら公的な事業の一層の推進を図るとともに、民間事業者の能力をも活用して生涯学習の機会の提供がより深く行われることを期待しており、その推進のために民法法人を設けることとしております。

さらに、この構想の円滑な実施のために、必要な場合には、全国三千三百余りの市町村にござります地域コミュニティーの核である商工会議所あるいは商工会にも協力を要請する等、支援を行っていきたいと思っております。

いろいろ御指摘はございましたけれども、そのような御懸念のないように地方公共団体と連絡を密にしながらやってまいります。(拍手)

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇 拍手〕

○國務大臣(橋本龍太郎君) 森議員から私へのお尋ねは、地域格差是正の立場などからの学習条件の整備や情報提供事業の拡充など、地方の自主性を尊重した形での生涯学習振興上不可欠な財政措

置についてのお尋ねでござりました。

そして、その前提に、国が地方の生涯学習振興策をリードしたりコントロールしたりするような援助措置は当然好ましくないという前提を置かれておりますが、その前提は私もそのとおりだと思います。国としても、地方公共団体の自主的な取組みを尊重しながら、公立社会教育施設の整備や各種の生涯学習関連事業に対する補助など、所要の諸施策を講じてまいりました。今後とも、現下の財政事情なども勘案しながら、生涯学習の振興に配意してまいりたいと思います。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて質疑は終了いたしました。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長 渡辺四郎君。

審査報告書
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月十九日

地方行政委員長 渡辺 四郎

参考議院議長 土屋 義彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員の災害補償制度との均衡を考慮して、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対する災害補償制度に関し、年金たる補償について毎年の国の職員の給与水準の変動を基準としてその算定の基礎として用いる平均給与額を改定することとともに、療養開始後一年六月を経過した職員の休業補償に係る平均給与額について年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定する等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

二十一号の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「確定した日」の下に「(第七項において「災害発生の日」という。)」を加え、同条第七項中「及び」の下に「災害発生の日から補償を支

事項について善処すべきである。

一、災害の予防及び職業病の発生防止のため、な一層努力するとともに、公務災害の審査及び認定については、現在懸案中のものを含め、その作業を促進して早期処理に努めること。

二、高齢化社会の進展にかんがみ、重度障害者等に対する介護に係る補償のあり方を含め、被災職員の介護施策について積極的に検討すること。

三、脳・心疾患に係る突然死の公務上外の認定については、医学的知見の動向等を踏まえ、適切な運用に努めること。

右決議する。

。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月五日

参考議院議長 土屋 義彦

衆議院議長 櫻内 義雄

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

法律

二十一号の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「確定した日」の下に「(第七項において「災害発生の日」という。)」を加え、同条第七項

び健康管理について万全を期することともに、左の

改定が行われた場合その他の」を加え、同条第八項中「前四項」を「第四項から前項まで」に改め、同条第九項を次のように改める。

傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で、その年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日まで）ない。以下同じ。）の翌々年度以後の期間に係る分

として支給するものの額の算定の基準として用いる平均給与額は、第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額に、当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の前年度の四月一日における国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）に規定する職員（以下この項及び第三十六条第二項において「國の職員」という。）の給与水準を当該年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における國の職員の給与水準で除して得た率を基準として自治大臣が定める率を乗じて得た額とする。

第二条第十項中「前項各号」を「前項」に、「労働大臣が」を「規定により労働大臣が年齢階層」として改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

九項の次に次の二項を加える。
11 第八項の規定は、前項の平均給与額について準用する。

12 年金たる補償について第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日(以下この項において「基準日」という。)における年

齡(遺族補償年金を支給すべき場合にあつては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢)に応じて自治大臣が最低限度額として定める額に満たないとときは又は最高限度額として定める額を超えるときには、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る平均給与額とする。

第二条に次の二項を加える。

休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第四項から第八項までの規定により平均給与額として計算した額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における年齢に応じて自治大臣が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る平均給与額とする。

前項の自治大臣が定める額は、自治省令で定めるところにより、労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の規定により労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

二 権利が消滅した年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に権利が消滅した年度の前年度の四月一日における國の職員の給与水準を当該各年度の前年度の四月一日における國の職員の給与水準で除して得た率を基準として自治大臣が定める率を乗じて得た額の合算額

第三十八条第一項中「第三十六条第二号」を「第三十六条第一項第二号」と改め、「その額から」の下に「同号の」を加える。

第五十七条中「行なう」を「行う」に改め、「地方公務員の給与」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附則第五条の二第一項中「支給された当該障害補償年金」の下に「の額(当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の期間に係る分として支給された障害補償年金にあつては、自治省令で定めるところにより、第三十六条第二項の規定に準じて計算した額)」を、「障害補償年金前払一時金の額」の下に「(当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、自治省令で定めるとところにより、同項の規定に準じて計算した額)」を加える。

附則第六条第六項中「第三十六条第二号及び」を「第三十六条第一項第一号中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額(当該遺族補償年金前払一時金に

係る遺族補償年金を支給すべき事由として請求権を有する
消滅した年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、自治省令で定めることにより、次
項の規定に準じて計算した額」と、「遺族補償
年金及び遺族補償年金前払一時金の額」を「遺族補
償年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額（当
該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を
支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する
年度の前年度以前に生じたものである場合にあつ

第三条第二項の規定に準じて計算した額」に改める。
附則第七条第一項中「昭和二十六年法律第百九
十一号」を削り、「第三十六条第二号」を「第三十
六条第一項第二号」に改め、「その額から」の下に
「同号の」を加える。

附則第七条の三を削る。

附則第九条中「第一条第一項」を「第一条第四項」
に、「もっぱら」を「専ら」に、「第一条第四項第四
号」を「第二条第六項第四号」に改める。

(施行期日)
附

第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。ただし、附則第七条の三を削る改正規定は、平成三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 昭和六十年四月一日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償に係る平均給与額に関する新法第二条第九項の規定の適用については、同項中「第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額」とあるのは「昭和六十年四月一日における当該年金たる補償に係る平均給与額」と、「当該年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日」とあるのは「昭和六十年四月一日」とする。

第三条 新法第二条第十三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

2 施行日前に療養を開始した職員に休業補償を支給すべき場合における新法第二条第十三項の規定の適用については、同項中「当該休業補償の施行日前に療養を開始した職員に休業補償を支給すべき場合における新法第二条第十三項の規定の適用については、同項中「当該休業補償を支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

第四条 新法第三十六条第二項の規定は、遺族補償一時金の支給に関し、平成三年四月一日以後の期間に係る遺族補償年金の額の合計額の計算について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金の額の合計額の計算については、なお従前の例による。

第五条 新法附則第五条の二第一項の規定は、障害補償年金差額一時金の支給に関し、平成三年四月一日以後の期間に係る障害補償年金及び同日以後に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び同日以前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び同日前の期間に係る障害補償年金及び同日前に支

給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金の合計額の計算については、なお従前の例による。

第六条 新法附則第六条第六項の規定は、遺族補償一時金の支給に関し、平成三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金の額の計算について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金の額の計算については、なお従前の例による。

第七条 平成三年四月一日前における附則第七条の規定については、同条第一項中「国家公務員災害補償法」と、同条第二項中「第一条第九項」と「国家公務員災害補償法」とあるのは「国家公務員災害補償法」の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)による改正前の国家公務員災害補償法」と、同条第二項中「第一条第十一項」と「同項第一号又は第二号の自治大臣が定める額」とあるのは「同項の定める額」と、「同項に規定する年金平均給与額」とあるのは「平均給与額」とする。

第八条 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十五号)附則第五条第一項に規定する施行後補償年金に係る施行日以後の期間に係る額の算定について同条の規定を適用する場合には、同項中「新法第二条第九項第二号の自治大臣が定める額のうち、当該施

改訂後の地方公務員災害補償法第二条第十一項に規定する年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日における年齢に応じて自治大臣が最高限度額として定める額」と、「同項(新法附則第七条の三第二項において読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「同項」と、「施行後補償年金に係る新法第二条第九項に規定する年金平均給与額」とあるのは「施行後補償年金の額の算定の基礎として用いる平均給与額」と、同条第三項の規定の適用については、同条第一項中の「三の規定の適用については、同条第一項中「国家公務員災害補償法」と、「同條第二項中「第一条第九項」とあるのは「同項第一号又は第二号の自治大臣が定める額」とあるのは「同項の定める額」と、「同項に規定する年金平均給与額」とあるのは「平均給与額」とする。

第九条 附則第二条から前条までに定めるものと同様の規定は、適用しない。(政令への委任)
第九条 附則第二条の規定により読み替えられた二項中「前項」とあるのは「地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)による改正前の国家公務員災害補償法」と、同条第二項中「第一条第十一項」と「同項第一号又は第二号の自治大臣が定める額」とあるのは「同項の定める額」と、「同項に規定する年金平均給与額」とあるのは「平均給与額」とする。

第九条 附則第二条から前条までに定めるものと同様の規定は、適用しない。(政令への委任)
第九条 附則第二条の規定により読み替えられた二項中「前項」とあるのは「地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)による改正前の国家公務員災害補償法」と、「同項第一号又は第二号の自治大臣が定める額」とあるのは「同項の定める額」と、「同項に規定する年金平均給与額」とあるのは「平均給与額」とする。

本法律案は、地方公務員の災害補償制度についての改正との均衡を考慮して同様の措置を講じようとするものでありまして、年金たる補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額について、年度ごとにその基礎となる平均給与額について、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を設定することを定めることで、長期療養者の休業補償の算定の基礎として用いる平均給与額」と、「同項に規定する年金平均給与額」とあるのは「施行後補償年金の額の算定の基礎となる平均給与額について、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を設定することを定めることで、長期療養者の休業補償の算定の基礎として用いる平均給与額」と、「同項に規定する年金平均給与額」とあるのは「施行後補償年金の額の算定の基礎となる平均給与額について、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を設定することを定めることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、過労死と公務災害認定、地方公務員災害補償基金の業務運営、休業補償の平均給与額への最高限度額の設定等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、災害の予防及び職業病の発生防止のため一層努力すること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第五条第一項中「第十項」を「第十四項」に改め

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔渡辺四郎君登壇 拍手〕

○渡辺四郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結

果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公務員の災害補償制度につきまして、国家公務員の災害補償制度についての改

よつて、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第二 簡易郵便局法の一部を改正する法律案

日程第三 放送法及び電波法の一部を改正する法律案

(いざれも内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長青木薪次君。

審査報告書

簡易郵便局法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月十九日

通信委員長 青木 薪次
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大都市において郵便局の設置が著しく困難になつてゐる社会経済情勢の推移にかんがみ、経済的に、郵政事業の役務の一層の普及を図るため、郵政窓口事務を委託することができると拡大するとともに、受託者の資格を追加すること等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二年度郵政事業特別会計予算に一億千六百万円が計上されている。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、郵便局の窓口サービスの多様化、郵便局の土地の高度利用等の施策を積極的に推進し、国民の利便の向上と地域社会の振興に貢献すること。

一、近年における郵便物の急激な増加に対処するため、必要な要員の確保と局舎施設の改善を図り、郵便事業の運営基盤を整備充実すること。

一、郵便局のネットワークに着目して、地域の活性化や社会福祉の増進に寄与する各種施策を講ずること。

簡易郵便局法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月十四日
参議院議長 櫻内 義雄

簡易郵便局法の一部を改正する法律案
簡易郵便局法の一部を改正する法律案

簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)
の一部を次のように改正する。

第一条中「を遊びな地方にまで広め」を「の一層の普及を図り」に改める。

第二条中「量が著しく少いため、次条第一項」を「量取扱場所又は取扱時間からみて次条第一項各号」と、「且つ」を「かつ」に改める。

第三条第一項第五号中「十分な」を「前各号に掲げる者のはか、十分な」に、「行なう」を「行う」と、「個人」を「者」に改める。

第三条の二に次の二号を加える。

七 前条第一項第五号に掲げる者のうち、法人であつてその役員のうちに第二号から前号までの一に該当する者があるもの

第四条第二項を削る。

第七条第二項中「第三条第一項第一号から第四号までに掲げる者」を「法人」に改める。

第十一条第一項中「第三条第一項第一号から第四号までに掲げる者」を「受託者たる法人」に、「同項第五号に掲げる個人たる受託者」を「受託者たる個人」に改める。

第十五条第二項を次のように改める。

2 前項の取扱手数料は、同項の委託事務の取扱いに要する費用を勘案して省令の定めるところにより月額をもつて算定する額とする。

第十九条第二項に次の一号を加える。

五 受託者が第三条の二第七号に該当するに至つたとき。

第二十条第二項中「において郵便物の取集及び配達の事務を取り扱う」を「を管轄する地方郵政局又は沖縄郵政管理事務所の長の指定する」に改め。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月十四日
参議院議長 櫻内 義雄

簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)
の一部を次のように改める。

ない範囲内において政令で定める日から施行する。
放送法及び電波法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月十九日
通信委員長 青木 薪次
参議院議長 土屋 義彦殿

審査報告書

放送法及び電波法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月十九日
通信委員長 青木 薪次
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、テレビジョン放送の受信障害対策の円滑な実施に資するため受信障害対策中継放送に関する規定を整備し、あわせて、ファクシミリ方式によるテレビジョン多重放送の実用化に伴いテレビジョン多重放送に関する規定を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月十四日
参議院議長 櫻内 義雄

この法律は、公布の日から起算して三月を超える。

附則

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号の二中「放送局」の下に「(受信障害対策中継放送をいう。以下同じ。)」を受信障害対策中継放送(同法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下同じ。)を行うものを除く。」を加える。

第三条の二第四項中「及びテレビジョン多重放送」を「及びテレビジョン音声多重放送」に、「行う多重放送」を「音声その他の音響を送る放送」に改め、「以下同じ。」の下に「又はテレビジョン文字多重放送(テレビジョン放送の電波に重複して文字、図形又は信号を送る放送を行う。以下同じ。)」を加え、「、テレビジョン多重放送」を「テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン放送」に改める。

第九条第一項第一号中「(音声その他の音響を送るテレビジョン多重放送をいう。)」及び「(文字、図形又は信号を送るテレビジョン多重放送をいう。)」を削る。

第五十一条第三項中「をいう。」の下に「、以下同じ。」を加える。

第五十三条の九の次に次の二条を加える。

(受信障害対策中継放送等)

第五十三条の九の一 電波法の規定により受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が行う放送は、これを当該無線局の免許を受けた者が受信した放送を行う放送事業者の放送とみなして、第四条第一項、第六条、

第三十二条第一項、第五十一条の一、第五十

二条の四第一項及び第五十二条の五の規定を適用し、受信障害対策中継放送をする無線局

の放送区域は、これを当該無線局の免許を受けた者が受信した放送を行う放送事業者の放送局の放送区域とみなして、第五十一条第三号の規定を適用する。

(電波法の一部改正)

第一条 電波法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「人工衛星の」を「受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の」に改め、同条第二項中「行わせるもの」の下に「及び電波法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するもの」を加える。

5 前項に規定する受信障害対策中継放送とは、相當範囲にわたる受信の障害が発生して

いるテレビジョン放送(放送法第二条第二号の五のテレビジョン放送をいう。以下同じ。)

及び当該テレビジョン放送の電波に重複して行う多重放送(同条第二号の六の多重放送をいう。以下同じ。)を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にこれを再送信する放送のうち

該テレビジョン放送の電波に重複して行う多重放送をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。

第五十三条の二中「(同条第一号の五のテレビジョン放送をいう。)及び「(同条第一号の六の多重放送をいう。)」を削る。

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第二条 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「放送法第三条の二第四項に規定するテレビジョン多重放送」を「テレビビ

ジョン放送の電波に重複して、音声その他の音響、文字、図形その他の映像又は信号を送る放送」に改め、同条第二項中「行わせるもの」の下に「及び電波法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するもの」を加える。

2 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「放送法第三条の二第四項に規定するテレビジョン多重放送」を「テレビビ

ジョン放送の電波に重複して、音声その他の音響、文字、図形その他の映像又は信号を送る放送」に改め、同条第二項中「行わせるもの」の下に「及び電波法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するもの」を加える。

3 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「(昭和二十五年法律第百三十二号)」を削る。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、松前理事より三項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

次に、放送法及び電波法の一部を改正する法律案は、テレビジョン放送の受信障害対策の円滑な実施に資するため、受信障害対策中継放送に関する規定を整備し、あわせて、ファクシミリ方式による規定を整備し、あわせて、ファクシミリ方式によるテレビジョン多重放送の実用化に伴い、テレビジョン多重放送に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、受信障害の現状及び解消方策、受信障害対策中継放送の導入目的、多重放送の動向等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○青木新次君 誰だいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、簡易郵便局法の一部を改正する法律案は、大都市において郵便局の設置が著しく困難になってきており、社会経済情勢の推移にかんがみ、経済的に郵便事業の役務の一層の普及を図るために郵政窓口事務を委託することができる場合を拡大するとともに、受託者の資格を追加することを行おうとするものであります。

○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えて

御承知願います。

附 则

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えて

御承知願います。

○議長(十屋義彦君) 日程第四 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長板垣正君。

審査報告書

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

右は多數をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月十九日

内閣委員長 板垣 正
参議院議長 十屋 義彦殿

要領書

1、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二年三月二十三日付けの意見の申出にかんがみ、年金たる補償について毎年の職員の給与水準の変動に応じてその額の改定を行うこととするとともに、療養開始後一年六月を経過した職員の休業補償に係る平均給与額について年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定する等の措置を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

なま、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、災害の予防及び職業病の発生防止のために、なお一層努力するとともに、公務災害の審査及び認定については、現在懸案中のものを含め、その作業を促進して早期処理に努めること。

二、社会全体の高齢化の進展にかんがみ、重度障

害者等に対する介護に係る補償のあり方を含

め、被災職員の介護施策について、積極的に検討すること。

一、職務に起因する脳・心疾患による突然死を予防する観点から、職員の健康管理に一層留意するとともに、脳・心疾患に係る突然死の公務上外の認定については、医学的知見の動向を踏まえ、適切な運用に努めること。

右決議する。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

平成二年六月五日

参議院議長 櫻内 義雄

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

律

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百

九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「確定した日」の下に「(第四項において單に「事故発生日」という。)」を加え、「但し」を「ただし」、「左の」を「次の」に改め、同条

第四項中「及び」の下に「事故発生日から補償を支給すべき事由が生じた日(以下「補償事由発生日」といふ)までの間に職員の給与の改定が行われた場合その他の」を加える。

第四条の二を次のように改める。

(平均給与額の改定)

第四条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)で、

その補償事由が発生日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の

翌々年度以後の分として支給するものの額の算定の基礎として用いる平均給与額は、前条の規定により平均給与額として計算した額に、当該

年金たる補償を支給すべき月の属する年度の前年度の四月一日における職員の給与水準を当該

年金たる補償の補償事由が発生日の属する年度の四月一日における職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額とする。

2 前条第五項の規定は、前項の平均給与額について準用する。

第四条の二の次に次の二条を加える。

(平均給与額の限度額)

第四条の二の次に次の二条を加える。

2 前項の人事院が定める額は、労働者災害補償保険法第八条の三第二項において適用する同法第八条の二第二項各号の規定により労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

第十七条の四第二号中「すでに」を「既に」に、「合計額が前号の場合に支給される」を「次項に規

して計算した額が、長期療養者の休業補償を受けるべき職員の休業補償の補償事由が発生日の属する年度の四月一日における年齢に応じ人事院が最高限度額として定める額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を長期療養者の休業補償に係る平均給与額とする。

2 前項の人事院が定める額は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第八条の二第二項各号の規定により労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

第四条の四 年金たる補償について第四条又は第五条の二の規定により平均給与額として計算した額が、年金たる補償を受けるべき職員の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日(以下この項において「基準日」という。)における年齢(遺族補償年金を支給すべき月の属する年度の前年齢)に応じ人事院が最低限度額として計算した場合は、職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢に応じ人事院が最低限度額として定める額に満たないときは、最高限度額として定める額を超えるときは、第四条又は第四条の二の規定にかかわらず、それぞれその定める額を年金たる補償に係る平均給与額とする。

2 前項の人事院が定める額は、労働者災害補償保険法第八条の三第二項において適用する同法第八条の二第二項各号の規定により労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

第十七条の四第二号中「すでに」を「既に」に、「合計額が前号の場合に支給される」を「次項に規

定する合計額が当該権利が消滅した日において前号の場合に該当することとしたときに支給されることとなる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第二号に規定する遺族補償年金の額の合計額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 前項第二号に規定する権利が消滅した日の属する年度(次号において「権利消滅年度」という。)の分として支給された遺族補償年金の額

一 権利消滅年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に権利消滅年度の前年度における新補償法第四条の規定による職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額の合算額

一 第十七条の四第一項第二号に、「すでに支給された遺族補償年金の額の」を「同号に規定する」に改める。

二 第十七条の四第一項第一項中「第十七条の四第一項第二号」を削り、

下に「の額(当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害補償年金にあっては、第十七条の四第二項の規定に準じて人事院規則で定めるところにより計算した額)」を加える。

二 人事院規則で定めるところにより計算した額

一 権利消滅年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に権利消滅年度の前年度における新補償法第四条の規定による職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額の合算額

一 第十七条の四第一項第一項中「第十七条の四第一項第二号」を「同号に規定する」に改める。

二 第十七条の四第一項第一項中「第十七条の四第一項第二号」を削り、

下に「の額(当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害補償年金にあっては、第十七条の四第二項の規定に準じて人事院規則で定めるところにより計算した額)」を加える。

二 人事院規則で定めるところにより計算した額

一 権利消滅年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に権利消滅年度の前年度における新補償法第四条の規定による職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額の合算額

一 第十七条の四第一項第一項中「第十七条の四第一項第二号」を「同号に規定する」に改める。

二 第十七条の四第一項第一項中「第十七条の四第一項第二号」を削り、

下に「の額(当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害補償年金にあっては、第十七条の四第二項の規定に準じて人事院規則で定めるところにより計算した額)」を加える。

二 人事院規則で定めるところにより計算した額

一 権利消滅年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に権利消滅年度の前年度における新補償法第四条の規定による職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額の合算額

一 第十七条の四第一項第一項中「第十七条の四第一項第二号」を「同号に規定する」に改める。

二 第十七条の四第一項第一項中「第十七条の四第一項第二号」を削り、

下に「の額(当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害補償年金にあっては、第十七条の四第二項の規定に準じて人事院規則で定めるところにより計算した額)」を加える。

二 人事院規則で定めるところにより計算した額

一 権利消滅年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に権利消滅年度の前年度における新補償法第四条の規定による職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額の合算額

一 第十七条の四第一項第一項中「第十七条の四第一項第二号」を「同号に規定する」に改める。

二 第十七条の四第一項第一項中「第十七条の四第一項第二号」を削り、

下に「の額(当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害補償年金にあっては、第十七条の四第二項の規定に準じて人事院規則で定めるところにより計算した額)」を加える。

附則第十六項中「第十七条の四第一号及び第十九号の六第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは

「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と「第十七条の四第一項第二号中「合計額」とあるのは「合計額及び遺族補償年金前払一時金の額」

「(当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき月の属する年が生じたものである場合にあつては、次項の規定に準じて人事院規則で定めるところにより計算

した額)の合算額」と、第十七条の六第一項中「合

計額」とあるのは「合算額」と改める。

附則第二十二項から第一十四項までを削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)の属する月の前月までの月分の傷病補償年

金、障害補償年金及び遺族補償年金の額並びに

施設日前に支給すべき事由の生じた遺族補償一

時金及び障害補償年金差額一時金の額について

は、なお従前の例による。

第三条 昭和六十年四月一日前に支給すべき事由

が生じた傷病補償年金、障害補償年金又は遺族

補償年金に係る平均給与額に関する改正後の國

家公務員災害補償法(以下「新補償法」という。)

附則第八条第一項中「昭和六十一年法律第八

十五号」を「(平成二年法律第

号)」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

の一部改正)

第六条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次

のようにより改正する。

附則第八条第一項中「(昭和六十一年法律第八

十五号)」を「(平成二年法律第

号)」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

の一部改正)

第七条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第八十五号)の一部を次

のようにより改正する。

附則第五条第一項中「新補償法第四条の二第二

二項第一号の人事院が定める額のうち、施行後

補償年金に係る同号に規定する年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額」を「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(平成二年法律第

による改正後の国家公務員災害補償法第四条の四第一項に規定する年金たる補償を受けるべき職員の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日における年金平均給与額として定める額」に改め、「(新補償法附則第二十三項において読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「に係る同条第一項に規定する年金平均給与額」を「額の算定の基礎として用いる平均給与額」に改め、同条第三項を削る。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改

正)

第八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次の

正)により改正する。

第二十七条第一項中「同法第四条の二第二項及び第三項中「人事院が定める額」とあるのは

「総理府令で定める額」とを「同法第四条の二第一項、第四条の三、第四条の四及び第十七条の二第一項中「人事院が」とあるのは「総理府令で」

と」に改める。

○板垣正君登壇、拍手

ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する本

年三月二十三日付の国家公務員災害補償法の改正

に関する意見の申し出にかんがみ所要の改正を行

おうとするものでありまして、その主な内容は、

おける職員の給与水準の変動に応じて改定するとともに、長期療養者の休業補償に係る平均給与額

官 報 (号)

について年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定しようとするものであります。

委員会におきましては、公務災害認定の現状及びその審査手続のあり方、過労死の実態とその認定問題等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑終局後、日本共産党の吉岡委員より、休業補償に係る平均給与額について年齢階層ごとの最高限度額を設定する規定を削除する修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもつて附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第五 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長中野鉄造君。

審査報告書

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月十九日

運輸委員長 中野 鉄造

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本船舶への外国人船員の導入が実施される等の我が国船員をめぐる環境の変化を踏まえ、外國船への配乗を促進する等日本人船員について海上職域を確保し、その雇用の一層の促進と安定を図るために、船員雇用促進センターが船員労務供給事業ができるようになること。

ともに、当該事業の適正な運営を確保するための措置、当該事業に従事する船員の職業及び生活の安定を図るために、船員の職域拡大に資すること。

七、財團法人日本船員福利雇用促進センターが行う船員労務供給事業については、その実施状況を勘案し、必要に応じ事業内容の見直しを行い、事業の適正な運営の確保に努めること。

八、費用

なお、別紙の附帯決議を行つた。

右決議する。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

本法施行に要する経費として、平成二年度一千万円が計上されている。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき、万全の措置を講ずべきである。

一、外航海運をめぐる厳しい国際競争に対処し、日本人船員の確保・育成を図るため、所要の施策の充実強化に努めること。

二、市況変動の影響を受けやすい外航海運業の特殊性を考慮し、欧州主要国で行われている船員の負担軽減策等について検討すること。

三、我が国船員の年齢構成等にかんがみ、若年船員の育成・確保に努めること。

四、外国籍船に乗り組む日本人船員に対する法的保護を図るために、引き続き適切な対策を検討すること。

五、我が国商船隊の整備を図るために、日本籍船による長期低利融資制度の拡充に努めること。

六、外航客船事業の健全な発展を図るために、客船バース及び旅客ターミナルの整備、出入港手続きの迅速化及び需要開拓策に努め、もつて日本

人船員の職域拡大に資すること。

七、財團法人日本船員福利雇用促進センターが行う船員労務供給事業については、その実施状況を勘案し、必要に応じ事業内容の見直しを行ふこと。

八、費用

第九条第一項第一号中「及び船員の就職の奨励」を削り、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二、船員職業紹介(船員職業安定法第六条第二項に規定する船員職業紹介をいう)、船員労務供給(同条第六項に規定する船員労務供給をいう。以下同じ。)その他船員の就職の奨励に関する事業を行うこと。

第九条の見出し中「船員職業安定法」を「船員職業紹介事業についての船員職業安定法」に改め、同条第一項中「第三十三条」を「第三章第一節及び第五十九条から第六十一条まで」に改め、「船員雇

平成二年六月七日

衆議院議長 横内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一
部を改正する法律案

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一
部を改正する法律案

船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第十五条规定」を「第十二条(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第二十三条规定」に改め、「第十六条」を「第二十四条规定」に改め、「第十七条」を「第二十五条规定」に改め。

第七条第一項第二号中「第十五条」を「第二十三条规定」に改め、「第十六条」を「第二十四条规定」に改め、「第十七条」を「第二十五条规定」に改め。

6 前各項に規定するもののほか、船員労務供給

前各項に規定するもののほか、船員労務供給事業について船員雇用促進センターが遵守すべき事項は、更に省略せざるを。」

(船員労務供給規程)

事項に關し船員労務供給規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 労務供給船員の雇用の手続並びに前条第一項ただし書の登録の要件及び手続に関する事項

二 労務供給船員との間の雇用契約において定める事項

三 前条第一項ただし書の登録を受けた者について当該登録に基づき講ずる措置に関する事

四 船員労務供給契約において定める事項

五 前各項に掲げるもののはか 船員労務供給事業の実施に関する必要な事項

規程が船員労務供給事業の適正かつ確實な実施上不適当となつたと認めるときは、船員雇用促進センターに對し、その沿員労務共治規程を変

(区分経理) 更すべきことを命ずることがである。

第十三条 船員雇用促進センターは、運輸省令で定めるところにより、船員労務供給事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整

理しなければならない。

員と、船員雇用促進センターと同法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、同法第一条第一項、第四条、第三十一条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項及び第三项、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条の一、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、第八十七条第一項本文及び第二項本文、第十章、第十一章（第九十七条第三項及び第四項を除く。）、第一百一条第一項、第一百二条、第一百三条、第一百五条、第一百六条、第一百七条（第五项を除く。）、第一百八条から第一百十条まで、第一百十二条から第一百十七条まで、第一百十九条、第一百十九条の二、第一百二十一条の二並びに第一百四十七条の規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労務供給（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第八条第二号に規定する船員労務供給をいう。以下同じ。）の役務に従事しない期間」と、同法第五十三条第二項中「これを毎月」であるのは「船舶所有者が雇用契約に基づきこれを支払うべきこととされている期間において毎月」と、同法第七十四条第一項及び第二項中「同一の事業に属する船舶」とあるのは「特別措置法第十一一条第一項ただし書に規定する船員労務供給契約に係る船舶」と、同項中「第八十七条

第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間」とあるのは第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労務供給に係る勤務に従事しない期間」と、同法第七十五条第一項中「二十五日」とし、連續した勤務三箇月を増す」とに五日を加える」とあるのは「二十五日を基準として命令で定める日数とする」と、同条第二項中「十五日」とし、連續した勤務三箇月を増す」ととに三日」とあるのは「十五日を基準として命令で定める日数」と、「一日を加える」とあるのは「一日を加えた日数」とする」と、同法第七十八条第一項中「並びに命令の定める手当及び食費」とあるのは「及び命令で定める手当」と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に關し命令の定める事項」とあるのは「安全及び衛生に關する教育その他の船員労務供給の役務に從事する者の安全及び健康の確保に關し命令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあるのは「船員労務供給の役務に從事させてはならない」と、同項中「前項但書の場合」とあるのは「前項ただし書の場合(当該船員労務供給の役務に從事する船員に係るものである場合は「船員労務供給の役務に從事させてはならない」と、同項中「船舶に乗り組ませてはならない」と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは「命令で定める場合を除き船員労務供給の役務に從事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中「雇人契約存続中」とある文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは「命令で定める場合を除く。」と、同法第八十七条第一項本文中「雇人契約存続中」とあるのは「船員労務供給の役務に從事するために乗組むための

「船中」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは「船員保険法(特別措置法第十五条第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第二百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律(特別措置法第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」と、「船員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係(特別措置法第十四条第四項に規定する労働関係を含む。)」と、同法第二百十三条中「労働協約」とあるのは「特別措置法第十二条第一項の規定により認可を受けた船員労務供給規程、労働協約」と、「船内及びその他の事業場内」とあるのは「事業場内」とする。

2 前項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員が同法第一条第一項に規定する船舶に乗り組んでいる場合には、前項の規定にかかわらず、同法第十章の規定は、当該労働関係については、適用しない。

3 第一項の規定により船員法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する場合における技術的説明その他必要な事項は、命令で定めること。

4 第二項の規定により船員法の適用を受ける労働関係については、労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)(第一条から第十一条まで、第一百七条から第二百十九条まで及び第二百二十二条を除く。)、労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第二百八号)及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定は、適用しない。

ただし、労働基準法第七条の規定の適用については、当該労働関係に係る労務供給船員が船員

労務供給契約に基づく船員労務供給の役務に從事していない場合に限る。

5 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働組合法(昭和二十四年法律第一百七十四号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)及び年法律第三十四号)並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。

6 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係についての雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等男女労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第一百三号)の規定の適用に関しては、同法第三十四条第一項中「船員法(昭和二十二年法律第一百号)第八十七条第一項若しくは第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」とあるのは、「船員の雇用の促進に関する特別措置法第十四条第一項の規定により読み替えて適用される船員法(昭和二十二年法律第一百号)第八十七条第一項本文若しくは第二項本文の規定によつて船員労務供給の役務に従事しなかつたこと」とする。

(船員保険法等の適用に関する特例)

第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係(同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。)に係る労務供給船員は、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ二第一項第四号中「船員」とあるのは「船員(労務供給船員(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下特別措置法と称す)第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ含ム)」と同法第十条中「船員」とあるのは「船員(労務供給船員ヲ含ム)」と、同法第十七条中「船員(以下船員ト称ス)」とあるのは「船員(労務供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス)」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法(特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依り適用セラル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)」と、同法第二十八条第一項及び第三十一条第一項中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ノ役務ニ從事スル為乗船中」とする。

3 前条第一項に規定する場合における当該労務供給船員についての船員保険法の規定の適用に關しては、同法第三十三条ノ三第二項及び第三十三条ノ二第四項中「該当スル場合ニ於ケル」とあるのは「該当スル場合(船員の雇用の促進に関する特別措置法第十二条第一項ニ規定スル労務供給船員ガ同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ノ役務ニ從事スル為使用セラル場合ヲ除ク)ニ於ケル」と、同法第五十九条第四項

年法律第七十三号)第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ二第一項第十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スル場合ニ於テ同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ノ役務ニ從事スル為使用セラルモノヲ含ム」として、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、命令で定める。

4 第一項の規定により船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員(以下「船員保険の被保険者」といふ。)については、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)及び雇用保険法(昭和四十九年法律第一百十六号)の規定は、適用しない。

5 船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員及びその被扶養者(船員保険法第一条规定する被扶養者をいう。次項において同じ。)は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)第五条の規定にかかるらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としない。

6 船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員及びその被扶養者(船員保険法第一条规定する被扶養者をいう。次項において同じ。)は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)第五条の規定にかかるらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としない。

第一号及び第六十条第一項第一号中「受クルコト得ルモノ」とあるのは「受クルコト得ルモノ(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下特別措置法と称す)第十四条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ含ム」

ノ(船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スル場合ニ於

テ同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ノ役務ニ從事スル為使用セラルモノヲ含ム)」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、命令で定める。

(厚生年金保険法等の適用に関する特例)

第十六条 第十四条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員及び船員雇用促進センターは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)及び同法に基づいて発する命令の規定については、それぞれ、同法第六条第一項第三号に規定する船員及び船員所有者とみなす。この場合において、同号中「使用される者」とあるのは「使用される者(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第十二条第一項に規定する労務供給船員(以下「労務供給船員」という。)を除く。)」と、「以下単に「船員」という。」又は「以下単に「船員」という。」とあるのは「以下単に「船舶」という。」又は「以下単に「船舶」という。」とある。

7 前項の規定により船員保険法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

8 船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員及びその被扶養者(船員保険法第一条规定する被扶養者をいう。次項において同じ。)は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)第五条の規定にかかるらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としない。

9 前項の場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

3 第一項の規定により厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船員とみなされる労務供給船員は、国民年金法等の一部を改正する法律

委員会におきましては、採決の結果、本件は全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に因し承認を求める件の採決をいたしました。

本件を承認するとともに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

審査報告書

商品取引所法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月十九日

商工委員長 倉田 寛之

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、先物取引を行う商品市場をめぐる内外の経済的環境の変化に対応して、我が国

の商品市場の健全な発展及び国際化を図るために、新たな先物取引の種類の導入、外国法人への商品取引所の会員資格付与等の措置を講ずることと/or>、商品取引の委託者の保護を一層充実

するため、受託に係る財産の分離保管、私設先物市場の禁止等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めます。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

二、附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

○議長(土屋義彦君) 日程第七 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長倉田寛之君。

ものとなるよう措置するとともに、許可の更新に当たつては、各種消費者相談窓口に寄せられ

る情報等も踏まえ、適正に行うこと。

また、外務員の登録の更新については、商品取引所の定める登録更新基準を厳正なものとし、不適格な外務員が排除されるよう適切な指導を行うこと。

三、受託財産の分離保管については、委託者保護の趣旨が十分生かされるよう適切な措置を講ずること。

四、海外先物取引については、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」を機動的に運用するとともに、商品取引員が海外先物業務を行う場合同法を適用し、遵守するよう十分指導監督を行うこと。

五、商品取引員協会の設立に当たつては、委託者保護のため適正な自主規制体制の整備を図るよう指導するとともに、商品取引所の紛争処理について、紛議調停委員会の構成の中立性が確保され、紛争の解決が公正かつ円滑に行われるよう指導すること。

六、商品取引の受託を行ふ者の業務の適正な運営を確保すること等により、「その他の取引」の下に「並びに商品市場における取引の受託」を「適切な運営」の下に「及び商品市場における取引の委託者の保護」を加える。

七、第一条を次のよう改める。

(定義)
第一条 この法律において「商品取引所」とは、商品又は商品指數について先物取引をするために必要な市場を開設することを主たる目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。

八、この法律において「商品」とは、次に掲げる物品をいう。

一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの及び政令で定めるその他のもの

2 この法律において「商品」とは、次に掲げる物品をいう。

一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの及び政令で定めるその他のもの

二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三条第一項に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製鍊し、又は精製することにより得られる物品

(小字は衆議院修正)

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のよう改める。

日次中「第五十四条の二」を「第五十四条の八」に、「売買取引」を「取引」に、「第九十七条の十六」を「第九十七条の十七」に改める。

第一条中「売買取引」を「取引」に、「確保すること」を「確保するとともに、商品市場における取引の受託を行ふ者の業務の適正な運営を確保すること等により、「その他の取引」の下に「並びに商品市場における取引の受託」を「適切な運営」の下に「及び商品市場における取引の委託者の保護」を加える。

第二条を次のよう改める。

(定義)
第一条 この法律において「商品取引所」とは、商品又は商品指數について先物取引をするために必要な市場を開設することを主たる目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。

二 この法律において「商品」とは、次に掲げる物品をいう。

一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの及び政令で定めるその他のもの

二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三条第一項に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製鍊し、又は精製することにより得られる物品

官 報 (号)

三 前二号に掲げるもののほか、国民経済上重要な原料又は材料であつて、その価格の変動が著しいために先物取引に類似する取引の対象となる當然性が高いもの（先物取引又は先物取引に類似する取引の対象とされているものを含む。）として政令で定める物品

この法律において「商品指数」とは、二以上の商品たる物品の価格の水準を総合的に表した数値をいう。

4 この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品市場で取引すべきものとして定款で定める一又は二以上の商品たる物品であつて、第八条の二の許可又は第二十条第一項の認可に係るものをいう。

5 この法律において「上場商品指数」とは、商品取引所が一の商品市場でその商品指数に係る取引を行うべきものとして定款で定める一又は二以上の商品指数であつて、第八条の二の許可又は第二十条第一項の認可に係るものであるものをいう。

6 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。

一 当事者が将来の一一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の販売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 当事者が商品についてあらかじめ約定する価格（以下「約定価格」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格の差に基づいて算出される金額の授受を約する取引

三 当当事者が商品指数についてあらかじめ約定

する数値（以下「約定指数」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金額の授受をする取引

四 当当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができることによる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対し対価を支払うことを約する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

ハ 前号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

7 この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指数ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行つたために商品取引所が開設する市場をいう。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引又は同項第二号

二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第六項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

第三条第一項を削り、同条第二項中「取引所」を「商品取引所（以下「取引所」という。）」に、「商品を売買する市場以外の市場」を「商品市場以外の市場（定款で定める開設期限を経過した商品市場を含む。）」に改め、同項を同条第一項として

第一項において「売買等」という。）を業として営んでいた者

二 上場商品指数に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品指数に係る商品指数の対象となる物品（以下「上場商品指数対象物品」という。）の売買等を業として営んでいた者

第九条第三項を削る。

第十条第一項第三号中「及び商品市場を開設する地」を削り、同項第七号中「売買証拠金」を「取引証拠金」に改め、同項第十二号中「及び受託契約準則」を「受託契約準則及び紛争処理規程」に改め、同項第十三号を次のように改める。

十三 商品市場に関する次に掲げる事項

六項第三号に掲げる取引

ロ 当該上場商品に係る第六項第四号イ又はロに掲げる取引に係る同号に掲げる取引ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第六項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

ニ 当該上場商品の売買取引（第六項第一号に掲げる取引に該当するものを除く。以下この号において同じ。）

ホ 当当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができる権利（以下「実物オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対し対価を支払うことを約する取引

メ 当当事者の一方の意思表示により当事者間において当該各号を定める者に会員になるとする二十人以上の者に改め、同条第二項を次のように改める。

2 発起人については、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じて、当該各号に定める者が、それぞれ、一の商品市場における発起人の過半数を占めなければならない。

3 第九条第一項中「上場すべき商品一種」とに十人以上の者を「開設する商品市場」として「上場する商品」として「金融先物市場を除く。」を削除してはならない。

4 第八条第二項中「売買し」を「先物取引に類似する取引をして」に改める。

5 第九条第一項中「上場すべき商品一種」とに十人以上の者を「開設する商品市場」として「上場する商品」として「金融先物市場を除く。」を削除してはならない。

6 第九条第一項中「上場すべき商品一種」とに十人以上の者を「開設する商品市場」として「上場する商品」として「金融先物市場を除く。」を削除してはならない。

7 第九条第一項中「上場すべき商品一種」とに十人以上の者を「開設する商品市場」として「上場する商品」として「金融先物市場を除く。」を削除してはならない。

8 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとす。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品指数に係る前項第三号に掲げる取引

二 上場商品指数に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品指数に係る商品指数の対象となる物品（以下「上場商品指数対象物品」という。）の売買等を業として営んでいた者

三 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品に係る商品市場において当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとす。

イ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第

ロ 上場商品又は上場商品指數

ハ 上場商品又は上場商品指數との取引の種類

第十一条に次の二項を加える。

取引所の定款には、第一項に掲げる事項のはか、取引所の存立時期又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存立時期又は開設期限を記載するものとする。

第十二条第一項中「会員にならうとする者」の下に「(発起人を含む。)」を加え、「商品市場において売買取引しようとする商品」を「取引をしようとする商品市場における上場商品又は上場商品指數」に改める。

第十二条第一項中「出資の全額の払込が終した者の数が第九条第三項に定める数以上に達したときは」を削り、「払込」を「払込み」に改め、「又は第九条第三項に定める数に達した日のうちいずれか遅い日」を削り、同条第五項中「第十二条第五項」とし、同条第三項中「但し」を「第十二条第六項」と改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「払込」を「払込み」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 発起人は、創立総会までに出資の全額の払込を終了しなければならない。

第十三条第一項第三号中「上場商品」の下に「又は上場商品指數」を加え、同項第五号中「氏名」の下に「及び住所」を加え、同項第六号中「商品市場における上場商品又は上場商品指數」に改め、同条第二項中「受託契約準則」の下に「紛争処理規則」に改め、

程」を加え、「添附し」を「添付し」に改める。

第十五条第一項中「第二項」を「第四項」と改め、同項を三項とし、同項第一号中「及び受託契約準則」を「受託契約準則及び紛争処理規程」に改め、「又は受託契約準則」を「受託契約準則又は紛争処理規程」に改め、「その最高限度」の下に「売買取引」を「取引」に改め、「その最高限度」の下に「特別清算負担金又は特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項」を加え、同号を同項第四号とし、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 申請に係る上場商品又は上場商品指數の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物

品又は上場商品指數対象物品(以下「上場商品構成物品等」という。)の取引の状況に照らし、当該先物取引をする取引所を設立することが當該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

二 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品の売買等を業として営んでいる者の取引の状況その他当該上場商品構成物品の経済の状況に照らして、當該上場商品構成物品を一の商品市

し」を「ただし」に改め、同項を同条第七項とし、

同条第四項中「第二項」を「第四項」と改め、同項を三項とし、同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 主務大臣は、取引所の存立時期又は商品市場の開設期限が定款に記載されている第八条の二の許可の申請があつた場合においては、前項第一号から第三号までの基準の適用は、当該存立時期又は開設期限までの間にについて判断して行うものとする。

3 主務大臣は、第一百四十七条の二(第二号に係る部分に限る。)の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、第八条の二の許可をしてはならない。

第二十条第三項を次のよう改める。

3 次の各号に掲げる处分については、当該各号に定める規定を準用する。

一 第二項の認可であつて取引所の存立時期又は商品市場の開設期限の設定又は変更に係るもの 第十五条第一項、第二項及び第四項から第九項までの規定

二 第二項の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項第一号中「当該上場商品の全部若しくは一部について」を「全部若しくは一部の」とし、「又は引き続き三月以上上場商品の全部若しくは一部について商品市場における売買取引を停止したときは」を「引き続き三月以上全部若しくは一部の商品市場における先物取引(上場商品に係る商品市場における取引)を停止したとき」とし、「又は全部若しくは一部の商品市場における先物取引、上場商品指數に係る商品市場にあつては同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。以下この号において同じ。」を停止したとき、

又は全部若しくは一部の商品市場における先物取引が第十五条第一項第一号に掲げる要件に適合しなくなつたときは」に改め、同項第二号中「添附書類」を「添付書類」に、「若しくは受託契約準則」を「受託契約準則若しくは紛争処理規程」に改め、同条第二項中「第十五条第二項から第七項まで」を「第十五条第四項から第九項まで」に改める。

三 第二十三條第一項を次のよう改める。

取引所の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者に限る。

第二十条に次の二項を加える。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請が上場商品又は上場商品指數の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。)に係るものである場合においては、第百四十七条の二(第五号に係る部分に限る。)の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、同項の認可をしてはならない。

第二十条の二の見出し及び第一項中「又は受託契約準則」を「受託契約準則又は紛争処理規程」に改め、同条第三項中「第十五条第一項第一号及び第七項」を「第十五条第一項第四号及び第九項」に改める。

第二十一条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項第一号中「当該上場商品の全部若しくは一部について」を「全部若しくは一部の」とし、「又は引き続き三月以上上場商品の全部若しくは一部について商品市場における売買取引を停止したときは」を「引き続き三月以上全部若しくは一部の商品市場における先物取引(上場商品に係る商品市場における取引)を停止したとき」とし、「又は全部若しくは一部の商品市場における先物取引、上場商品指數に係る商品市場にあつては同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。以下この号において同じ。」を停止したとき、

又は全部若しくは一部の商品市場における先物取引が第十五条第一項第一号に掲げる要件に適合しなくなつたときは」に改め、同項第二号中「添附書類」を「添付書類」に、「若しくは受託契約準則」を「受託契約準則若しくは紛争処理規程」に改め、同条第二項中「第十五条第二項から第七項まで」を「第十五条第四項から第九項まで」に改める。

三 第二十三條第一項を次のよう改める。

取引所の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者に限る。

官 報 (号) 外

一 当該取引所の上場商品構成物品等（当該上場商品構成物品等の主たる原料若しくは材料となつてゐる物又は当該上場商品構成物品等を主たる原料若しくは材料とする物で定款で定めるものを含む。次項において同じ。）の売買、売賣の媒介、取次ぎ若しくは代理（商品市場における取引の取次ぎを含む。）生産又は加工（次項、第四十七条の二第一項、第七十一条及び第一百四十七条において「売買・取引の取次ぎ等」という。）を業として営んでいれる者

二 前号に掲げる者のほか、上場商品構成物品等の公正な価格の形成に資するものとして政令で定める要件に該当する者

第三十二条第二項中「商品市場において売買取引していなかった上場商品の売買等を業として営むこと」と「前項第一号に該当する者であつた場合には被相続人が取引をしていた商品市場における上場商品構成物品等の売買・取引の取次ぎ等を業として営むこととなつたとき、被相続人が同項第一号に該当する者であつた場合には同号に該当する者」に改める。

第三十三条第一項第一号中「復権を得ないもの」の下に「又は外国の法令上これと同様に取り扱わされている者」を加え、同項第二号中「禁錮以上又はこの法律の規定により罰金の刑」を「禁錮以上又はこの法律若しくはこれに相当する外國の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に改め、同項第三号中「又は第一百二十三条を「若しくは第百二十三条规定による外國の法令による外國の裁判所の命令に、「又は第一百二十二条の規定による除名を命ぜ

られ、その処分を「その取消しの日から五年を経過するまでの者又はこれらの規定に相当する外國の法令の規定により当該外國において受けている同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。第四号において「許可等」という。）を次に次の一号を加える。

三の二 第百二十二条の規定又はこれに相当する外國の法令の規定による命令（これに相当する外國の法令によるその他の行政処分を含む。次号及び第五号において同じ。）により取引所又はこれに相当する外國の施設から除名される、その除名の日から五年を経過するまで

第三十五条第一項中「上場商品」として、商品市場において当該商品を売買取引する」を「商品市場において取引をする」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「売買取引する」を「取引をする」に改め、同条第三項及び第四項中「売買取引」を「取引」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第六項中「売買取引」を「取引」に改める。

第三十六条第一項第四号中「法人である会員で」を削り、「受けたもの」を「受けた会員」に、「又は第百二十三条を「若しくは第百二十三条」と、「又は法人である会員が第百二十二条の規定による除名を命ぜられた」を「若しくは外國において同種の許可等を受けた法人がこの法律に相当する外國の法令の規定により当該許可等を取り消された場合又は法人である取引所の会員若しくは取引所に相当する外國の施設の会員が第百二十二条の規定若しくはこれに相当する外國の法令の規定による命令により当該取引所若しくは当該施設から除名された」に改め、同項第五号中「又は第百二十三条の規定により取引を加え、同項の規定により取引所は、第八十一条第四項に規定による損失の負担のほかに改める。

第三十七条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、第八十一条第四項の規定により取引所の損失を負担すべき会員がある場合における同項の規定による損失の負担に関連する事項の議決については、定款で別段の定めをすることができる。

第三十八条の二（見出しを含む。）中「売買取引」を「取引」に改める。

第三十九条の二（見出しを含む。）中「売買取引」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第四十条中「受託契約準則」の下に「紛争処理規程」を加え、「十万元以下の」を全部若しくは一部の」に、「売買取引」を「取引」に改める。

第四十二条の見出し及び第一項中「売買取引」を「取引」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の許可是、商品市場ごとに、次に掲げる区分によつて行う。

一 政令で定める人数以上の役員及び使用人による相当する外國の法令の規定による命令により解任された役員でその解任の日に改め、同項第六号中「裁判所の命令」の下に「又はこれに相当する外國の法令の規定による外國の裁判所の命令に、「又は第一百二十二条の規定による除名を命ぜ

られ、その処分を「その取消しの日から五年を経過するまでの者又はこれらの規定に相当する外國の法令の規定により当該外國において受けている同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。第四号において「許可等」という。）を次に次の一号を加える。

三の二 第百二十二条の規定又はこれに相当する外國の法令の規定による命令（これに相当する外國の法令によるその他の行政処分を含む。次号及び第五号において同じ。）により取引所又はこれに相当する外國の施設から除名される、その除名の日から五年を経過するまで

第三十五条第一項中「上場商品」として、商品市場において当該商品を売買取引する」を「商品市場において取引をする」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「売買取引する」を「取引をする」に、「本条」を「この条」に改め、同条第三項及び第四項中「売買取引」を「取引」に改め、「こえて」を「超えて」に改め、同条第五項中「売買取引」を「取引」に改め、「において売買取引する商品」を削り、「先立つて」を「先立つて」に改め、同条第六項中「権利を互に」を「権利が互に改め、同条に次の二項を加える。

7 取引所は、第八十二条第一項の規定により、会員に代わつて債務を履行し、又は引き受けたことにより取得した債権と当該会員に対する会員信認金に係る債務を相殺してはならない。

第三十九条中「売買取引」及び「売買」を「取引」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第四十条中「受託契約準則」の下に「紛争処理規程」を加え、「十万元以下の」を全部若しくは一部の」に、「売買取引」を「取引」に改める。

第四十二条の見出し及び第一項中「売買取引」を「取引」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の許可是、商品市場ごとに、次に掲げる区分によつて行う。

二 商品市場における取引の受託に関する業務を行おうとする者であつて、前号に掲げるもの以外のもの

第四十一条第三項中「上場商品」を「取引の委託」は、当該商品市場に改め、「会員」の下に「(外国)

の法令に準拠して設立された法人については、国内に営業所を有するものに限る。」を加え、「当該商品市場における売買取引の委託」を削り、同条に次

〔前項の許可の更新を含む。以下「第二種商品取引受託業の許可」という。〕を受けた者が、当該

許可に係る商品市場について、第二項第一号に掲げる者に係る第一項の許可

〔前項の許可の更新を含む。以下「第一種商品取引受託業の許可」という。〕を受けたときは、

その者に対する当該商品市場についての第二種商品取引受託業の許可是、その効力を失う。

第四十二条第一項中「含む」の下に「以下同じ」

を加え、同条第二項中「条件は、」の下に「商品市場における秩序を維持し、又は」を加え、「最少限度」を「最小限度」に改める。

第四十三条第一項中「(同条第四項の許可の更新を含む。次条第一項において同じ。)」を削り、「事項」の下に「(第二種商品取引受託業の許可を受けようとする会員については、第一号、第二号及び第三号に掲げる事項)」を加え、同項第一号中「氏名又は「法人にあつてはその」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二 資本の額

第四十三条第一項第一号中「売買取引」を「取引」に、「受けける商品」を「受けける上場商品又は上場商品指數」に改め、同項第三号中「の区分」とは当該

許可」を削り、「売買取引」を「取引」と、「行なう」を行った改める。

第四十四条第一項中「第二号及び第三号」を「第一号の二から第三号まで」に改め、同項第一号中「売買取引する」を「取引をする」に改め、同号の次に次の「号を加える。

一の二 申請者が、第一種商品取引受託業の許可を受けようとする場合にあつては政令で定める金額以上の資本の額を有する株式会社 第二種商品取引受託業の許可を受けようとする者である場合にあつては

可を受けようとする者である場合にあつては

とするとき。

三 本店又は受託業務を行う従たる営業所の位置を変更しようとするとき。

第四十六条第三項を次のように改める。

三 次の各号に掲げる処分については、当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項の規定による処分であつて同項第一号に係るもの 第十五条第四項から第九項まで、第四十二条、第四十四条第一項第一号の二及び前条第三項の規定

二 第一項の規定による処分であつて同項第一号又は第三号に係るもの 第十五条第四項から第九項まで、第四十二条、第四十四条第一項第一号及び第四号並びに前条第三項の規定

三 第四十七条第一項中「次の各号の一に該当するときは」を「次に掲げる場合には」に改め、同項第一号中「第四十三条第一項第一号」の下に「第一号の二」を、「掲げる事項」の下に「(第二種商品取引する)」を「超える」に改め、同条第二項中「における上場商品」を削り、「あたっては」を「当たつては」に改める。

第四十五条第二項中「第十五条第二項から第七項まで」を「第十五条第四項から第九項まで」に改める。

第四十六条第一項中「受託業務を行なう従たる営業所を開設し、又は本店若しくは受託業務を行なう従たる営業所の位置を変更しようとするときは」を「次に掲げる場合(第二種商品取引受託業の許可を受けた商取引員にあつては、第二号又は第三号に掲げる場合)には」に改め、同項第一号に次

の二の二 資本の額

第四十七条の二第一項中「売買取引する商品市場に上場する商品(当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で第二十三条第一項の政令で定めるものを含む。)の売買等」を「取引をする商品市場における上場商品等(当該上場商品構成品等の主たる原料又は材料となつてゐる物又は当該上場商品構成品等を主たる原料とする物で第二十三条第一項の政令で定めるものを含む。)の売買等」に改め、同項第一号に次

の二の二 資本の額

第四十八条第一項中「場合において」の下に「商品市場における秩序を維持し、又は」を加え、同項第一号中「えた」を「超えた」に改め、同項第三号中「前二号」を「前二号」に改め、「場合のほか」の下に「商品市場における秩序を維持し、又は」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二の二 資本の額

第五十条第一項中「場合において」の下に「商品市場における秩序を維持し、又は」を加え、同項第一号中「えた」を「超えた」に改め、同項第三号中「前二号」を「前二号」に改め、「場合のほか」の下に「商品市場における秩序を維持し、又は」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二の二 資本の額

二十三条第一項第一号の定款で定めるものを含む。)の売買・取引の取次ぎ等」に改め、同条に次

の二の二 資本の額

二十一条第一項第一号の定款で定めるものを含む。)の売買・取引の取次ぎ等」に改め、同条に次

三 前二項の場合において、商品取引員が管もうとする兼業業務又は前項に規定する支配関係を持つている法人の業務が商品市場に相当する外國の市場において先物取引に類似する取引を行なうことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務その他の主務省令で定める業務に該当するものであるときは、主務省令で定めるところにより、当該商品取引員の財産の状況に影響を及ぼすおそれがある当該業務の運営に関する事項を記載した届出書を取り扱い所を経由して主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその届け出た事項に変更が生じたときは、同様とする。

第四十九条第一項中「商品の」を「商品市場における取引の種類」に改め、「における上場商品」を「超える」を「超える」に改め、同条第二項中「売買取引する」を「取引をする」に改め、「における上場商品」を削り、「売買取引」を「取引」に改め、同条第五項中「第十五条第二項から第七項まで」を「第十五条第四項から第九項まで」に改め、同条第五項中「第十五条第二項から第七項まで」を「第十五条第四項から第九項まで」に改め、同条第五項中「前二号」を「前二号」に改め、「場合のほか」の下に「商品市場における秩序を維持し、又は」を加え、同項第一号中「えた」を「超えた」に改め、同項第三号中「前二号」を「前二号」に改め、「場合のほか」の下に「商品市場における秩序を維持し、又は」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二の二 資本の額

項目に規定する主務省令で定める業務に該当するものである場合に限る。)に付し次条の規定による勧告を受けた場合において、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたことにより、当該商品取引員の財産の状況が悪化し、又は悪化するおそれがあるとき。
第五十条第三項中「第十五条第二項から第七項まで」を「第十五条第四項から第九項まで」に改め、「第十五条第四項から第九項まで」に改める。
第五十条の二中「売買取引」を「取引」に改める。
第五十二条第一項中「(同条第四項の許可の更新を含む。)」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、同条第三項中「第十五条第二項から第七項まで」を「第十五条第四項から第九項まで」に改める。
第五十三条の見出し中「売買取引」を「取引」に改め、同条第一項中「売買取引」を「取引」に改め、同条第一号中第三十条第一項若しくは第二項又は第五十四条第一項中「売買取引」を「取引」に改めを削り、同条第二項中「売買取引」を「取引」に改める。
第五十三条の二を次のように改める。
第五十三条の二 削除
第五十三条の三第一項中「における売買取引高」を「」に先物取引の取引高に改める。
第五十四条中「売買取引」を「取引」に改める。
第五十四条の二を次のように改める。
(資産の国内保有)
第五十四条の二 主務大臣は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認める場合には、商品取引員に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

第十五条第四項から第九項まで及び第四十五条第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

三 協会員の行う受託業務に対する委託者等から
らの苦情の解決

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十一条第一項中「過半数」を「三分の二以上」に改める。

第六十四条第三項第四号を次のように改める。

四 取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指數

第六十四条第三項第五号中「売買取引」を「取引」に、「受けける商品」を「受ける上場商品又は上場商品指數」に改める。

第六十五条第一項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第六十八条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 合併

第七十二条を次のように改める。

(会員信認金等の運用方法)

第七十二条 取引所は、国債の保有その他主務省令で定める方法によるほか、会員信認金、特別清算負担金、特別担保金又は受託業務保証金として預託を受けたものを運用することができない。

「第八章 商品市場における売買取引」を「第八章 商品市場における取引」に改める。

第七十七条を次のように改める。

(取引資格)

第七十七条 商品市場における取引は、その市場を開設する取引所の会員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるものでなければならない。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる者

イ 当該商品市場における上場商品構成物品

(当該上場商品構成物品の主たる原料若しくは材料となつてゐる物又は当該上場商品構成物品を主たる原料若しくは材料とする

物で第二十三条第一項第一号の定款で定めるものを含む。)の売買・取引の取次ぎ等を業として営んでゐる者

ロ イに掲げる者のか、第二十三条第一項第二号に係る者であつて当該商品市場における上場商品構成物品との関係に關し政令で定める要件に該当するもの

二 上場商品指数に係る商品市場 次に掲げる者

イ 当該商品市場における上場商品指数対象物品(当該上場商品指数対象物品の主たる原料若しくは材料となつてゐる物又は当該上場商品指数対象物品を主たる原料若しくは材料とする物で第二十三条第一項第一号の定款で定めるものを含む。)の売買・取引の取次ぎ等を業として営んでゐる者

ロ イに掲げる者のか、第二十三条第一項第二号に係る者であつて当該商品市場における上場商品指数対象物品との関係に關し政令で定める要件に該当するもの

第七十七条の次に次の二条を加える。

(相互決済結了取引決めに係る取引資格)

第七十七条の二 前条の規定にかかわらず、取引所は、定款で定めるところにより、当該取引所と相互決済結了取引決めを締結した他の取引所(取引所に相当する外國の施設を含む。)の会員に、当該相互決済結了取

引決めに基いて取引の決済を結了させるための取引を行ふ目的の範囲内において、当該取引所の商品市場における取引資格を与えること

ができる。

2 前項に規定する相互決済結了取引決めとは、当該取引所及び他の取引所が、それぞれ、他の取引所の会員又は当該取引所の会員に、他の取引所の商品市場(商品市場に相当する外國の市場を含む。以下この項において同じ。)又は当該取引所の商品市場において決済を結了して

ない取引について、当該取引所の商品市場又は他の取引所の商品市場においてその取引の決済を結了させるための取引をすることを、相互に認めるための取決めをいう。

第七十八条第一号の次に次の二号を加える。

一の二 取引の期限

第七十八条第四号及び第六号中「売買取引」を「取引」に改める。

第七十九条の見出しを「(取引証拠金)」に改め、同条第一項中「売買取引」を「取引」に、「売買証拠金」を「取引証拠金」に改め、同条第二項中「売買証拠金」を「取引証拠金」に改め、「取引所」の下に「若しくは他の取引所」を加え、「売買取引」を「取引」と、「受渡し」に、「商品の」を「当該商品市場の上場商品の」に改める。

第八十条の見出し中「商品」を「上場商品」に改め、同条第一項中「売買取引」を「取引」に、「当該商品」を「当該上場商品」に改める。

第八十一条の見出しを「(取引の決済等)」に改め、同条第一項中「売買取引」を「取引」に改め、同条第二項を次のように改める。

第八十二条の見出しを「(取引の決済等)」に改め、同条第一項中「売買取引」を「取引」に改め、同条第二項を次のように改める。

第八十三条中「その成立後最初に」を「商品市場において開設する」とができる」とと

なった日以後最初にその」に改める。

第八十四条第一項中「会員は」を「会員が」に、

「売買取引」を「取引」に、「による債権に關し、

当該売買取引の相手方たる会員の当該商品市場において売買取引する商品」を「により他の会員又は取引所に損害を与えたときは、その損害を受けた

会員又は取引所は、その損害を与えた会員の当該

取引に係る商品市場に「売買証拠金」を取引証拠金に、「先立つて」を「先立つて」に改め、同条

第二項中「売買取引」を「取引」に、「会員の」を「会員又は取引所の」に改める。

とあるのは「取引資格を失つた」と、第四十条中「を除名する」とあるのは「の取引資格を失わせること」と、第一百二十二条中「を除名すべき」とあるのは「の取引資格を失わせるべき」とする。

第七十八条第一号を次のように改める。

一 商品市場における取引の対象とする商品たる物、商品指數又はオプション(实物オプションを含む。)

第八十二条に次の二項を加える。

3 取引所は、定款で定めるところにより、全部又は一部の会員をして、前項の規定による債務の履行又は引受けにより損失が生じた場合において当該損失の全部又は一部を負担させるために、商品市場ごとに、特別清算負担金を預託させることができる。

4 取引所は、定款で定めるところにより、第二項の規定による債務の履行又は引受けにより生じた損失について、当該損失に係る商品市場についての特別清算負担金により当該損失を補てんし、なお不足があるときは、当該商品市場の全部若しくは一部の会員に負担させ、他の商品市場についての特別清算負担金により補てんし、又は他の商品市場の全部若しくは一部の会員に負担させることができる。

第八十二条の見出し中「売買取引」を「取引」に改め、同条中「売買取引」を「取引」に、「の外」を「ほか」に改める。

第八十三条中「その成立後最初に」を「商品市場において開設する」とができる」とと

なった日以後最初にその」に改める。

第八十四条第一項中「会員は」を「会員が」に、

「売買取引」を「取引」に、「による債権に關し、

当該売買取引の相手方たる会員の当該商品市場において売買取引する商品」を「により他の会員又は取引所に損害を与えたときは、その損害を受けた

会員又は取引所は、その損害を与えた会員の当該

取引に係る商品市場に「売買証拠金」を取引証拠金に、「先立つて」を「先立つて」に改め、同条

第二項中「売買取引」を「取引」に、「会員の」を「会員又は取引所の」に改める。

第八十四条の二第一項中「商品市場において売買取引する商品」を「取引をする商品市場」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第八十一条第三項の規定により特別清算負担金を預託させることとした場合は、この限りでない。

第八十四条の二第二項中「売買取引」を「取引」に改め、「売買証拠金」を「取引証拠金」に、「売買取引」を「取引」に改め、「において売買取引する商品」を削り、「先立つて」を「先立つて」に改め、同条第三項中「において売買取引する商品」を削り、「先立つて」を「先立つて」に改めしに、「当該商品」を「当該商品市場」に、「売買取引」を「商品市場における取引」に改め、同条第四項中「売買取引」を「取引」に改める。

第八十五条の見出し中「総売買取引高等」を「総取引高等」に改め、同条第一項中「総売買取引高」を「総取引高」に、「売買取引の成立価格」を「取引の成立した対価の額又は約定価格若しくは約定指數(以下「約定価格等」という。)」に改め、同条第二項中「最終価格」を「最終の成立した対価の額又は約定価格等」に改める。

第八十六条の見出し及び同条第一項中「売買取引高報告書」を「取引高報告書」に改め、同条第二項中「売買取引」を「取引」に、「商品」と「商品市場」とに改める。

第八十七条(見出しを含む。)中「売買取引」を「取引」に改める。

第八十八条の見出し中「仮装売買、なれ合売買等」を「仮装取引、なれ合取引等」に改め、同条中「売買取引」を「取引」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「商品」を「上場商品」に改め、

同条第一号中「売買取引」を「取引」に改め、同条第三号中「売付」を「取引の申込み」に、「同価格」を「同一の対価の額又は約定価格等」に、「商品を買付ける」を「取引を成立させることのできる申込みをする」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第八十八条第五号中「商品の売買取引」を「商品市場における取引」に、「一連の売買取引」を「一連の取引」に、「商品の相場」を「商品市場における相場」に改め、同条第六号中「前各号」を「第一号から第三号まで又は前号」に改め、同条第八号中「商品の取引」に、「商品の相場」を「商品市場における相場」に改め、同条第六号中「前各号」を「第一号から第三項とし、同条第五項中「売買取引」を「取引」に改め、同条第四項とし、同条第六項中「売買取引」を「取引」に改め、同項を同条第五項とする。

第九十一条の二 取引所は、第二種商品取引受託業の許可を受けた商品取引員に対しても、第四十二条第二項第一号の政令で定める人数以上の外務員について前条第一項の登録を行つてはならない。

第九十二条の次に次の一条を加える。

(受託に係る財産の分離保管等)

第九十二条の二 商品取引員は、受託業務により生じた債務の弁済を確保するため、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の財産から分離して主務省令で定める銀行その他の金融機関へ預託することとその他の主務省令で定める措置を講ずることにより、これを保全しなければならない。

第九十三条中「売買取引」を「取引」に、「商品に類似する標識を掲示してはならない。

第九十四条第一号及び第二号中「売買取引」を

法人である場合には、その役員及び使用人」を「役員及び使用人」に、「売買取引」を「取引」に改め、「価格、数量その他主務省令」を「数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令」に改め、の下に「外務員の登録の有効期間及び更新」を加え、「上場商品」を「商品市場」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「売買取引」を「取引」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「売買取引」を「取引」に改め、同項を同条第五項とする。

第九十四条の二 第九十四条の次に次の二条を加える。

(受託契約の締結前の書面の交付)

第九十四条の二 商品取引員は、商品市場における取引の受託を内容とする契約(以下「受託契約」という。)を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に對し受託契約の概要その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該受託契約の締結前主務省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合は、この限りでない。

第九十五条の見出し中「売買成立」を「取引の成立」に改め、同条中「売買取引」を「取引」に、「価格及び数量」を「取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等」に改め、「成立の日」の下に「その他の主務省令で定める事項」を加える。

第九十六条第一項中「売買取引の受託」を「取引の受託契約」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「売買取引」を「取引」に改め、同項第二号中「受渡」を「受渡し」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に、「の外」を「ほか」に、「売買取引」を「取引」に改める。

第九十七条第一項中「売買取引」を「取引」に改め、「左に」の下に「主務省令で定める場合を除き」を加え、同条に次の二項を加える。

3 商品取引員以外の者は、前項の標識又はこれ

法人である場合には、その役員及び使用人」を「役員及び使用人」に、「売買取引」を「取引」に改め、「価格、数量その他主務省令」を「数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「において買付ける」を「取引を成立させることのできる申込みをする」に改め、同条第四号を次のように改める。

第九十四条の二第一項中「使用人(商品取引員)」を「取引に改め、同条第三号中「売買取引」を「取引」に改め、「価格、数量その他主務省令」を「数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令」に改め、の下に「上場商品」を「商品市場」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「売買取引」を「取引」に改め、「上場商品」を「商品市場」に改め、同項を同条第四項とする。

第九十四条の二 第九十四条の次に次の二条を加える。

(受託契約の締結前の書面の交付)

第九十四条の二 商品取引員は、商品市場における取引の受託を内容とする契約(以下「受託契約」という。)を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に對し受託契約の概要その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該受託契約の締結前主務省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合は、この限りでない。

第九十五条の見出し中「売買成立」を「取引の成

立」に改め、同条中「売買取引」を「取引」に、「価格

及び数量」を「取引の種類ごとの数量及び対価の額

又は約定価格等」に改め、「成立の日」の下に「そ

他の主務省令で定める事項」を加える。

第九十六条第一項中「売買取引の受託」を「取引

の受託契約」に改め、同条第二項中「左に」を「次

に」に改め、同項第一号中「売買取引」を「取引」に

改め、同項第二号中「受渡」を「受渡し」に改め、同

項第三号中「前各号」を「前二号」に、「の外」を「

ほか」に、「売買取引」を「取引」に改める。

第九十七条第一項中「売買取引」を「取引」に改

め、「左に」の下に「主務省令で定める場合を除き」を加え、同条第二項中「上場商品」を「商品市

場における取引の受託」に改め、「委託証拠金の

下に「額の算定の基準となる」を加え、「当該商

品」を「上場商品構成物品等」に、「売買取引」を「取引」に改める。

第九十七条の二第二項第一号中「六十万円以上九百万円以下で商品」と「政令で」及び「二十万円以上三百万円以下で商品」と「政令で」を「商品市場」と「主務省令で」に改め、同項第二号中「売買取引」を「取引」に、「及び」を「並びに」に、「最終価格」を「最終の対価の額及び約定価格等」に改め、同条第三項中「売買取引」を「取引」に、「前項第二号に規定する額に主務省令で定める率を乗じて得た額(以下「最低弁済額」という。)以上の額」を「契約で定める額(以下「契約弁済額」という。)に「最低弁済額」を「契約弁済額」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「政令で」を「主務省令で」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 商品取引員は、主務省令で定めるところにより、指定弁済機関以外の者であつて主務省令で定めるものと当該商品取引員のために所要の受託業務保証金が取引所の指示に応じて当該取引所に預託される旨の契約を締結してその旨を取引所に届け出たときは、当該契約の効力の存する間に限り、当該契約において当該取引所に預託されることとなつている金額(以下「契約預託金額」という。)に相当する受託業務保証金については、当該取引所に預託しなきことができる。

5 取引所は、委託者の保護のため必要があると認めるときは、商品取引員と前項の契約を締結した者又は当該商品取引員に対し、契約預託金額に相当する金額の全部又は一部を取引所に對し

し預託すべき旨を指示することができる。

第九十七条の三第一項中「売買取引」を「取引」に、「が預託した」を「に係る」に改め、同条第二項中「前条第七項」を「前条第九項」に改める。

第九十七条の四第一項中「預託額」の下に「(契約預託所に對し預託し)」を「つき預託(同条第四項の契約の締結を含む。)をし」に改め、同条第二項中「取引所に對し預託し」を「につき預託(同条第四項の契約の締結を含む。)をし」に改める。

第九十七条の七第一項中「売買取引」を「取引」に改め、同条第二項第四号中「氏名」の下に「及び住所」を加える。

第九十七条の十一第三項中「売買取引」を「取引」に、「弁済契約において定める額」を「契約弁済額」に改める。

第九十七条の十四第二項を次のよう改める。

2 第五十四条の八第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第九十七条の十六第二項中「第十五条第二項から第七項まで」を「第十五条第四項から第九項まで」に改める。

第九十七条の十四第三項を削る。

第九十九条の十六の次に次の二項を加える。

え。

第九章中第九十七条の十六の次に次の二項を加える。

え。

第九十九条の十七 取引所は、當該取引所の商品

市

場における取引に関する会員間又は商品取引員と顧客との間に生じた紛争について当事者である会員、商品取引員又は顧客から仲介の申出があつたときは、紛争処理規程で定めるところにより、仲介を行ふものとする。

2 取引所は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならぬ。
第九十九条の四 憲權者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

一 仲介の申出手続

三 前二号に掲げる事項のほか、仲介に關し必要な事項

二 仲介の方法

第九十八条第一項中「左の事由に因つて」を「次に掲げる事由によつて」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

二の二 合併

第九十八条第一項第五号中「上場商品」を「商品市場」に改め、同条第二項中「から第三号まで」を「第一号、第三号」に改める。

第九十九条の五 合併によつて取引所を設立するには、各取引所がそれぞれの総会において会員又は役員のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

(新設合併の手続)

第九十九条の六 取引所の合併によつて設立する総会の日までとする。

2 前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任には、第五十条の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員の選任には、第五十七条の規定を準用する。

3 前項の場合には、第十五条の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員の選任には、第五十条の規定を準用する。

3 前項の場合には、第十五条の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員の選任には、第五十条の規定を準用する。

3 前項の場合には、第十五条の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員の選任には、第五十条の規定を準用する。

2

取引所は、前項の期間内に、債権者に対し

て、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

七条に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

については、当該商品が第百四十七条の二の規定による公示に係る上場商品に該当しないか又は当該商品指数が同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当しないか若しくは類似しない場合に限り、適用しない。

一 商品について当該商品の売買等を業として営んでいる者が自己の営業のためにその計算において行う先物取引に類似する取引

二 商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として営んでいる者が自己の営業のためにその計算において行う先物

取引に類似する取引

三 商品又は商品指数が上場商品又は上場商品指

数となり、かつ、その旨が第百四十七条の二の規定により公示された場合において、当該公示の際に当該商品又は当該商品指数に係る前項の施設が開設されており、かつ、当該施設において決済を結了していない先物取引に類似する取引が存するときは、当該取引の決済のために適用しない。

(他の法令との関係)

第一百四十五条の四 次の各号に掲げる施設に該当するものについては、第八条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定あるところによるものとする。

一 証券取引法第二百九十二条第一項に規定する有価証券市場に類似する施設

二 金融先物取引法第六条第一項に規定する金融先物市場に類似する施設

第三百四十六条中「第十五条第六項」を「第十五条

第八項」に改め、「第二十条第三項」の下に「(第三号に係る部分を除く。)」を、「第五十二条第三項」の下に「、第五十四条の二第二項」を、「第九十七条の十六第二項」の下に「、第九十九条の二第三項」を加える。

第一百四十七条中「第九条第一項若しくは第三項」を「第九条」に、「二種以上の上場商品の売買等」を「二以上の商品市場について上場商品構成物品等の売買・取引の取次ぎ等」に、「当該商品の一種」として「当該商品市場の二ことに」に改める。

二以上の商品市場について上場商品構成物品等の売買・取引の取次ぎ等」に、「当該商品の一種」として「当該商品市場の二ことに」に改める。

第一百四十七条の次に次の二条を加える。

(公示)

第一百四十七条の二 主務大臣は、次の各号に掲げ

る場合は、商品市場を開設する地、上場商品又

は上場商品指数に関する事項その他の主務省令

で定める事項を、遅滞なく、官報に公示しなけ

ればならない。

一 第八条の二の規定による許可又は不許可の処分をしたとき。

二 商品市場について第十条第三項の開設期限を経過したとき。

三 第十三条第一項の規定による許可の申請書の提出があつたとき。

四 第二十一条第一項の規定による認可又は不認可の処分(上場商品又は上場商品指数の変更に係るものに限る。)をしたとき。

五 第二十一条第二項の規定による認可(上場商

品又は上場商品指数の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。)に係るものに限る。)の申請書の提出があつたとき。

六 第二十二条第一項又は第二百二十二条第一項の規定による取引所の設立の許可の取

消しをしたとき。

七 第二十二条第一項の規定による定款の変更の認可(上場商品又は上場商品指数の変更に係るものに限る。)の取消しをしたとき。

八 第九十八条第一項の規定による解散(同項第四号に掲げる事由による解散を除く。)があつたとき。

九 第九十九条の二第二項の規定による認可の申請があつたとき。

十 第九十九条の二第二項の規定による認可又は不認可の処分をしたとき。

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等)

第一百四十七条の三 会員が外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人である場合において、当該会員に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百四十八条第一項を次のよう改める。

この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 農林水産省関係商品(商品のうち政令で指

定するものをいう。以下同じ。)のみを上場商

品とする商品市場若しくはその対象となる物

品が農林水産省関係商品のみである商品指数

を上場商品指数とする商品市場(以下「農林水

産省関係商品市場」という。)のみを開設する

取引所、農林水産省関係商品市場に係る商品

取引員又は農林水産省関係商品市場のみに係る弁済業務を行う指定弁済機関については、

農林水産大臣

二 通商産業省関係商品(商品のうち農林水産省関係商品以外のものをいう。以下同じ。)の

みを上場商品とする商品市場若しくはその対

象となる物品が通商産業省関係商品のみであ

る商品指数を上場商品指数とする商品市場

(以下「通商産業省関係商品市場」という。)の

みを開設する取引所、通商産業省関係商品市

場に係る商品取引員又は通商産業省関係商品

市場のみに係る弁済業務を行う指定弁済機関

については、通商産業大臣

(以下「通商産業省関係商品市場」という。)の

みを開設する取引所、通商産業省関係商品市

場に係る商品取引員又は通商産業省関係商品

市場のみに係る弁済業務を行う指定弁済機関

第一百五十六条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第七十二条第一項」を「第七十一条」に改める。第七条の十四第一項に改め、同条に次の二号を加げる。
 第百五十七条中「違反した者」を「違反して差金を授受することを目的とする行為又は同条各号に掲げる取引と類似の取引をした者」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第一百五十八条中「十万円」を「五十万円」に改める。第一百五十九条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条第二号の次に次の二号を加える。

二の一 第九十四条の二の規定に違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

二の二 第九十五条の規定に違反して、通知せしめた者

二の三 第九十五条の規定に違反して、通知せしめた者

三百五十九条第三号及び第四号中「商品の」を「商品市場における」に改める。

第一百六十条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第七十二条第二項」を削り、同条第二号中「添附書類」を「添付書類」に改める。

第一百六十二条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第九十七条の二第四項」を「第九十七条の二第六項」に改め、その名称中に商品取引員協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた者は

第一百六十二条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「添附書類」を「添付書類」に改める。第一百六十四条中「三万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条第二号の次に次の二号を加える。

二の一 第五十四条の二第一項の規定による命令に違反した者

二の二 第五十四条の二第一項の規定による命令に違反して、同項の協会員の名簿を公衆の観察に供しない者は、三十万円以下に過料を処する。

三百六十五条中「三万円」を「三十万円」に改める。三百六十六条中「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 第五十九条の三又は第九十九条の四第二項の規定に違反して取引所の合併をしたときは。

三百六十五条第三号及び第四号中「商品の」を「商品市場における」に改める。

三百六十六条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第五十二条第三項」の下に「、第五十四条の二第二項」を加える部分に限る。」、第一百六十二条第一号の改正規定、第一百六十五条の改正規定(「弁済契約において定める額」を「取引」に改める部分及び同条第五項の改正規定中「政令で」を「主務省令で」に改める部分を除く)、第九十七条の三第二項の改正規定、第九十七条の四の改正規定、第九十七条の十一第三項の改正規定(「弁済契約において定める額」を「契約弁済額」に改める部分に限る)、第一百四十六条の改正規定(「第五十二条第三項」の下に「、第五十四条の二第二項」を加える部分に限る)、第一百六十二条第一号の改正規定、第一百六十五条の改正規定(同条第二号の次に一号を加える部分に限る)及び第一百六十六条第一号及び第二号の改正規定(「第五十二条第三項」の下に「、第五十四条の二第二項」を加える部分に限る)は、平成三年四月一日から施行する。

(取引所の許可等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧市場で行われている売買取引の種類は、旧法取引所が上場商品に係る新法第二条第六項第一号又は第八項第一号ニに掲げる取引として定款で定めたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に旧市場で行われている売買取引の種類は、旧法取引所が上場商品に係る新法第二条第六項第一号又は第八項第一号ニに掲げる取引として定款で定めたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に上場されている旧市場に係る上場商品は、旧法取引所が新法第二条第四項の上場商品として定款で定めたものとみなす。

6 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十四条の二の改正規定、第九十二条の次に一条を加える改正規定、第九十七条の二の改正規定(同条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定中「売買取引」を「取引」に改める部分及び同条第五項の改正規定中「政令で」を「主務省令で」に改める部分を除く)、第九十七条の三第二項の改正規定、第九十七条の四の改正規定、第九十七条の十一第三項の改正規定(「弁済契約において定める額」を「契約弁済額」に改める部分に限る)、第一百四十六条の改正規定(「第五十二条第三項」の下に「、第五十四条の二第二項」を加える部分に限る)は、平成三年四月一日から施行する。

2 前項の規定により新法の許可を受けたものとみなされた者についての新法第四十一条第四項の規定の適用については、その者が旧法の許可を受けた日を新法の許可を受けた日とみなす。3 第一項の規定により新法の許可を受けたものとみなされた者に対する新法第四十六条第一項及び新法第四十七条第一項第一号の規定の適用については、この法律の施行の日からその者が新法第四十一条第四項の許可の更新を受けるまでの間は、新法第四十六条第一項中「次に掲げ

る場合（第二種商品取引受託業の許可を受けた商品取引員にあっては、第一号又は第三号に掲げる場合）とあるのは「第一号又は第三号に掲げる場合」と、新法第四十七条第一項第一号中

「第四十三条第一項第一号、第一号の二又は第三号に掲げる事項（第二種商品取引受託業の許可を受けた商品取引員にあっては、同項第一号又は第三号に掲げる事項）」とあるのは「第四十一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項」とする。

4 旧法第五十二条第一項又は旧法第一百二十三条の規定により旧法の許可を取り消された者についての新法第二十四条第一項第三号及び第四号の規定において、その者は、その取消しの日において、新法第五十二条第一項又は新法第一百二十三条の規定により新法の許可を取り消されたものとみなす。（商品取引員協会等の名称の使用制限に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現にその名称中に商品取引員協会又は商品取引員協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新法第五十四条の四の規定は、この法律の施行後六ヶ月間は、適用しない。（売買証拠金に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に会員が旧法第七十九条第一項の規定により旧法取引所に預託している売買証拠金は、当該会員が新法第七十九条第一項の規定により当該旧法取引所に預託した取引証拠金とみなす。

（弁済機関の指定に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第九十七条の二第三項の指定を受けている者は、新法第九十七条の二第三項の指定を受けたものとみなす。（紛争処理規程の認可に関する経過措置）

第七条 旧法取引所は、この法律の施行の日から三十日以内に、紛争処理規程を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 新法第十五条第一項第四号及び第九項の規定は、前項の認可について準用する。

3 主務大臣は、旧法取引所が第一項の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4 前項の規定による处分に違反したときは、その行為をした旧法取引所の代表者、代理人、使用者は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一條 蘭糸価格安定法（昭和二十六年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「売買取引」を「取引」に改める。（蘭糸価格安定法の一部改正）

第十二條 租税特別措置法（昭和三十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十二条 第二項中「第二条第四項」を「第二条第六項第一号」に改め、同項第二号イ中「定めるところにより」の下に「商品取引所法第二条第六項第一号に定める取引に係る」を加える。（商品市場類似施設の開設の禁止の適用除外規定の適用に関する経過措置）

第十六条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第八十七条及び第五条第十一号中「物資の売買取引」を「物資についての取引」に改める。（農林水産省設置法の一部改正）

第十五條 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第八十七条及び第五条第十一号中「物資の売買取引」を「物資についての取引」に改める。（通商産業省設置法の一部改正）

第十七条第一項第四号中「物資の売買取引を行なう」を「物資についての取引を行う」に改める。

第十八條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十号、第五条第一項第十七号及び六項第一号に定める取引に係る」を加える。

第十九條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条に定める取引に係る」を加える。

第二十条 第二項中「第二条第四項」を「第二条第六項第一号」に改め、同項第二号イ中「定めるところにより」の下に「商品取引所法第二条第六項第一号に定める取引に係る」を加える。

第十二条第七号中「物資の売買取引」を「物資についての取引」に改める。

第二十一条 第二項中「第二条第四項」を「第二条第六項第一号」に改め、同項第二号イ中「定めるところにより」の下に「商品取引所法第二条第六項第一号に定める取引に係る」を加える。

第十三条 第二項中「第二条第四項」を「第二条第六項第一号」に改め、同項第二号イ中「定めるところにより」の下に「商品取引所法第二条第六項第一号に定める取引に係る」を加える。

第二十二条 第二項中「第二条第四項」を「第二条第六項第一号」に改め、同項第二号イ中「定めるところにより」の下に「商品取引所法第二条第六項第一号に定める取引に係る」を加える。

（登録免許税法の一部改正）

第二十三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

（倉田寛之君登壇、拍手）

○倉田寛之君 ただいま議題となりました商品取引所法の一部を改正する法律案につきまして、商

ては、当該上場商品を新法第一百四十七条の二の規定により公示された上場商品とみなして、新法第一百四十五条の三の規定を適用する。

第十一条 取引所税法（平成二年法律第二号）の一部を次のよう改訂する。

（取引所税法の一部改正）

第二条第一号中「第二条第三項」を「第二条第七項」に改め、同条第七号中「第七十七条（取引資格）」の下に「若しくは第七十七条の二（相互決済結了取引決めに係る取引資格）」を加える。

第十四条 取引所税法（平成二年法律第二号）の一部を次のよう改訂する。

（取引所に付属合併があつたとき、又は取引所の会員につき）に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十五条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改訂する。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十六条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第百七十五号）の一部を次のように改訂する。

（登録免許税法の一部改正）

第十七条第一項第十七号及び第五条第一項第十七号及び六項第一号に定める取引に係る」を加える。

（倉田寛之君登壇、拍手）

○倉田寛之君 ただいま議題となりました商品取引所法の一部を改正する法律案につきまして、商

官 報 (号外)

工委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

本法律案は、商品価格変動リスクの増大とリスクヘッジの必要性の高まり、海外における先物取引の発展等に適切に対応するため、私設先物市場の開設禁止規定の整備、受託に係る財産の分離保管制度の導入等委託者保護の一層の充実を図りつつ、我が国商品市場が国際的に通用する先物市場の整備に必要なオプション取引等新種の取引の導入、試験上場制度の創設、外国法人への会員資格付与等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして罰則の該当事項に商品取引市場における取引の受託を加える修正が行わされております。

委員会におきましては、委託者財産の分離保管の適正運用、不当な勧誘行為と罰則のあり方、新規取引が及ぼす市場機能への影響、商品取引員協会設立とその運営のあり方等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、委託者保護の充実が図られるよう商品取引所制度の適正な運営に一層努めること等五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十四分散会

議員	出席者は左のとおり。
副議長	小山 一平君
議員	土屋 義彦君
寺崎 昭久君	針生 雄吉君
白浜 一良君	星野 朋市君
今泉 隆雄君	常松 克安君
片上 公人君	猪熊 重二君
西川 潔君	足立 良平君
永田 良雄君	高木 正明君
中野 鉄造君	大河原太一郎君
下村 泰君	田代由紀男君
矢原 秀男君	伊江 朝雄君
井上 計君	梶原 清君
板垣 正君	井上 哲夫君
鶴岡 洋君	広中和歌子君
和田 敦美君	井上 博行君
山田 勇君	及川 順郎君
谷川 寛三君	大木 浩君
高桑 昭範君	井上 吉夫君
峯山 哲也君	佐々木 满君
田渕 三治君	狩野 明男君
高木 健太郎君	木宮 和彦君
黒柳 明君	清水嘉与子君
石川 弘君	片山虎之助君
高木 健太郎君	澤田 一精君
高木 健太郎君	井上 章平君

議員	出席者は左のとおり。
副議長	小山 一平君
議員	土屋 義彦君
寺崎 昭久君	針生 雄吉君
白浜 一良君	星野 朋市君
今泉 隆雄君	常松 克安君
片上 公人君	猪熊 重二君
西川 潔君	足立 良平君
永田 良雄君	高木 正明君
中野 鉄造君	大河原太一郎君
下村 泰君	田代由紀男君
矢原 秀男君	伊江 朝雄君
井上 計君	梶原 清君
板垣 正君	井上 哲夫君
鶴岡 洋君	広中和歌子君
和田 敦美君	井上 博行君
山田 勇君	及川 順郎君
谷川 寛三君	大木 浩君
高桑 昭範君	井上 吉夫君
峯山 哲也君	佐々木 满君
田渕 三治君	狩野 明男君
高木 健太郎君	木宮 和彦君
黒柳 明君	清水嘉与子君
石川 弘君	片山虎之助君
高木 健太郎君	澤田 一精君
高木 健太郎君	井上 章平君

議員	出席者は左のとおり。
副議長	小山 一平君
議員	土屋 義彦君
寺崎 昭久君	針生 雄吉君
白浜 一良君	星野 朋市君
今泉 隆雄君	常松 克安君
片上 公人君	猪熊 重二君
西川 潔君	足立 良平君
永田 良雄君	高木 正明君
中野 鉄造君	大河原太一郎君
下村 泰君	田代由紀男君
矢原 秀男君	伊江 朝雄君
井上 計君	梶原 清君
板垣 正君	井上 哲夫君
鶴岡 洋君	広中和歌子君
和田 敦美君	井上 博行君
山田 勇君	及川 順郎君
谷川 寛三君	大木 浩君
高桑 昭範君	井上 吉夫君
峯山 哲也君	佐々木 满君
田渕 三治君	狩野 明男君
高木 健太郎君	木宮 和彦君
黒柳 明君	清水嘉与子君
石川 弘君	片山虎之助君
高木 健太郎君	澤田 一精君
高木 健太郎君	井上 章平君

議員	出席者は左のとおり。
副議長	小山 一平君
議員	土屋 義彦君
寺崎 昭久君	針生 雄吉君
白浜 一良君	星野 朋市君
今泉 隆雄君	常松 克安君
片上 公人君	猪熊 重二君
西川 潔君	足立 良平君
永田 良雄君	高木 正明君
中野 鉄造君	大河原太一郎君
下村 泰君	田代由紀男君
矢原 秀男君	伊江 朝雄君
井上 計君	梶原 清君
板垣 正君	井上 哲夫君
鶴岡 洋君	広中和歌子君
和田 敦美君	井上 博行君
山田 勇君	及川 順郎君
谷川 寛三君	大木 浩君
高桑 昭範君	井上 吉夫君
峯山 哲也君	佐々木 满君
田渕 三治君	狩野 明男君
高木 健太郎君	木宮 和彦君
黒柳 明君	清水嘉与子君
石川 弘君	片山虎之助君
高木 健太郎君	澤田 一精君
高木 健太郎君	井上 章平君

議員	出席者は左のとおり。
副議長	小山 一平君
議員	土屋 義彦君
寺崎 昭久君	針生 雄吉君
白浜 一良君	星野 朋市君
今泉 隆雄君	常松 克安君
片上 公人君	猪熊 重二君
西川 潔君	足立 良平君
永田 良雄君	高木 正明君
中野 鉄造君	大河原太一郎君
下村 泰君	田代由紀男君
矢原 秀男君	伊江 朝雄君
井上 計君	梶原 清君
板垣 正君	井上 哲夫君
鶴岡 洋君	広中和歌子君
和田 敦美君	井上 博行君
山田 勇君	及川 順郎君
谷川 寛三君	大木 浩君
高桑 昭範君	井上 吉夫君
峯山 哲也君	佐々木 满君
田渕 三治君	狩野 明男君
高木 健太郎君	木宮 和彦君
黒柳 明君	清水嘉与子君
石川 弘君	片山虎之助君
高木 健太郎君	澤田 一精君
高木 健太郎君	井上 章平君

議員	出席者は左のとおり。
副議長	小山 一平君
議員	土屋 義彦君
寺崎 昭久君	針生 雄吉君
白浜 一良君	星野 朋市君
今泉 隆雄君	常松 克安君
片上 公人君	猪熊 重二君
西川 潔君	足立 良平君
永田 良雄君	高木 正明君
中野 鉄造君	大河原太一郎君
下村 泰君	田代由紀男君
矢原 秀男君	伊江 朝雄君
井上 計君	梶原 清君
板垣 正君	井上 哲夫君
鶴岡 洋君	広中和歌子君
和田 敦美君	井上 博行君
山田 勇君	及川 順郎君
谷川 寛三君	大木 浩君
高桑 昭範君	井上 吉夫君
峯山 哲也君	佐々木 满君
田渕 三治君	狩野 明男君
高木 健太郎君	木宮 和彦君
黒柳 明君	清水嘉与子君
石川 弘君	片山虎之助君
高木 健太郎君	澤田 一精君
高木 健太郎君	井上 章平君

平成二年六月二十日 参議院会議録第十七号 議長の報告事項

三

官報(号外)

法務委員 辞任	宇都宮徳馬君	補欠
外務委員 辞任	足立 良平君	猪木 寛至君
大蔵委員 辞任	藤田 雄山君	永野 茂門君
文教委員 辞任	栗村 和夫君	村田 誠醜君
農林水産委員 辞任	八百板 正君	森 輝子君
通信委員 辞任	星野 明市君	宇都宮徳馬君
予算委員 辞任	猪木 寛至君	足立 良平君
合馬 敬君	宮田 輝君	
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案(閣法第六四号)		
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。		
日本国憲法第八条の規定による議決案(閣議第一号)		
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。		

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案

律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

(閣法第五〇号)審査報告書

簡易郵便局法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)審査報告書

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

(閣法第四九号)審査報告書

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を

改正する法律案(閣法第三〇号)審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ

き、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録

事務所の設置に関する承認を求めるの件(閣承認

第一号)審査報告書

商品取引所法の一部を改正する法律案(閣法第

五四号)審査報告書

放送法及び電波法の一部を改正する法律案(閣

法第三九号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した

旨の通知書を受領した。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法

律

同日内閣から、土地基本法第十条の規定に基づく

平成元年度土地の動向に関する年次報告及び平成

二年度において講じようとする土地に関する基本

的な施策についての文書を受領した。

官報(号外)

明治三十五年三月三十日
郵便物可

平成二年六月二十日 参議院議事録第十七号

発行所
虎ノ門二〇五
大蔵省印刷局
東京都港区二丁目二番四号
電話 03(587)4302
定価 本号一部
三円を含む